第2章

発達障害児（者）支援システム実例

【就学前】就学前の対応

東京都医師会
理事　川上　一恵

発達障害はスペクトラムであり、社会の許容度や本人や保護者の困り感の有無によって疾患として認識されるか否かが変化します。乳幼児は発達途上にあり、発達障害と診断することは困難な時期です。

乳児期の相談と支援

発達障害児の保護者の多くが、育てにくさを感じているといいます。育てにくさに関連して不安や心配を抱える保護者はまずインターネットで情報を得ようとします。インターネット上の情報は玉石混交ですが、どちらかというと不安を煽る内容の方が目に付きやすいかもしれません。乳幼児健診や育児相談会のような場で「育てにくさ」を相談された時に、ただ「様子をみましょう」というのは避けるべき対応です。具体的にどのように育てにくいのかを聞き取る、待合室や子育て広場のような親子活動の場において保護者と子供の関わり方を観察するといったことを通して、育てにくさの要因が子供にあるのか、保護者の問題であるのか、その両方であるのかを評価し、適切な助言、指導を行うようにします。

乳児期には、視線が合いにくい、笑わない、泣き止まない、寝ない、離乳食を食べないといった訴えが多く見られます。発達障害を疑う前に、身長・体重など身体発育の推移、発達のマイルストーンを確認します。また、視力、聴力の問題がないかを確認することが求められます。令和元年度から東京都では新生児聴覚検査に対する助成制度が施行され、結果は母子健康手帳に記載されています。視力については、乳児健診で固視、追視が見られたか、生後６か月以降であれば携帯型オートレフラクトメーター（Spot Vision Screener®）により視機能を評価することができます。保護者の育児経験や育児に対する意識（不安感、焦燥感等）を聞きます。近年、自身が出産するまで乳幼児と接したことがなかったという保護者が少なくありません。赤ちゃんを泣かせてはいけないと思い込み、それでいて泣いた赤ちゃんのあやし方がわからない。赤ちゃんは放っておいても勝手に寝たり起きたりを繰り返すものと信じ、起床や就寝の時刻を整えていない家庭が見られます。

乳幼児健診等で気を付けなくてはいけない子供の状態として、「おとなしい子」「手のかからない子」も挙げられます。生後すぐから目を見て話しかけたり、微笑んだり、抱っこをしたりという大人からの積極的な関わりが得られない、いわゆるネグレクト状態の子供は次第に諦め、泣かない、ぐずらない、おとなしい子になっていきます。積極的かつ十分な関わりを保護者が示しているにもかかわらず、おとなしく手がかからない子が全て心配なわけではありませんが、生後１か月頃に自発的な笑いが、２か月頃からあやし笑いが見られたか、視線が合うかといった発達の評価を行う必要があります。

全ての乳児において、生活リズムを整えたり、日頃から子供の体調（おっぱいやミルクの飲み、排泄など）を観察し、子供が安心して過ごせる環境を整えるように指導、支援します。

初めてのお誕生日を過ぎ１歳半健診の頃には、人見知りがないあるいはひどい、言葉が出ない、他の子に興味を示さない、外出時にしばしば迷子になる、ビデオや動画サイトに夢中で取り上げると泣き叫んで怒るといった相談が見られます。

人見知りは、いつも世話をしてくれる保護者との愛着関係や保育士と信頼関係が出来上がるとそれ以外の人に対して不安感や警戒心を示すものです。無理に突き放すのではなく、保護者と親密な関係であることを見せたり、子供の緊張を高めることなくそっと寄り添う姿勢を示したりして、安心感を得させるように指導します。人見知りがなく、誰にでも笑顔で接したり、誰の後でもついて行ってしまうような場合にはネグレクトも視野に入れて判断します。

言葉の発達には、言葉を聞いて理解する力と自身の言いたいことを発する力が必要です。「ゴミぽいして」「くつ持ってきて」といった指示を聞き、行動できる場合には、単語を理解していると評価されます。健常発達の子供では、１歳で２語、１歳半で５語以上の単語を発するようになります。そして意味のある単語が20～30語に達する頃「パパ、かいしゃ」「ワンワン、

来た」といった２語文を話し始めます。１歳半で意味のある単語が少なくとも２語出ていない場合に言語発達の遅れを疑います。その際、指示理解がなく、おうむ返しでの発語、意味のない発語をする場合には専門機関への相談を勧めます。

歩けるようになり周囲の事物に興味を持つようになると、時に保護者の手を振り解き探索行動を開始し、迷子になることがあります。探索行動は子供にとって必要な発達段階です。保護者は子供が離れたら目を離さず、見守りますが、一定の距離を超えたら名前を呼び制止するようにします。迷子になりやすい場所では保護者と手をつなぐよう指示します。このような対処で数回様子を見ますが、変化が見られず動き回ることが続く場合には、専門機関への相談を勧めます。

これからの時代、大人も子供もコンピュータやスマホの利用は止められないでしょう。しかし２歳未満の子供にこれら情報端末は必須ではありません。「情報端末を与えておけば静かに過ごしてくれるから」という理由で無制限に使わせることは避けるべきです。散歩に行ったり、お絵かき、積木、粘土遊びなど興味の範囲を広げさせるような取組を指導します。

乳児期には、乳幼児健診や保健所や地域の子育て支援センターなどにおける育児相談などが主たる支援の場となります。特に乳幼児健診は、全ての赤ちゃんと保護者が受診されるので、丁寧な問診や指導が期待されます。

幼児期から就学前の支援システム

幼児期になると健診は３歳児健診と就学前健診のみとなり、健診の間隔が２年近くあきます。

３歳以上の子供のほとんどが保育園、幼稚園又は認定こども園に通園します。保育園では年２回、幼稚園と認定こども園においては年１回健康診断が行われますが、保護者が同席することは稀です。保育士や幼稚園教諭から「発達障害でしょうか？」とか「ADHDですか？」と相談されることがあります。診断は医師しかできませんが、診断できる医療機関（医師）は極めて少ないのが現状です。診断できる医療機関の受診を待っている間にも子供は成長発達していきます。診断ありきの対応ではなく、子供や保護者、保育士の困り感に寄り添い、子供が自分に自信を持て（self esteemを高める）、社会生活を円滑に行えるようにすることこそ大切な対応と言えます。

本書第４章「相談・支援機関一覧」内の「区市町村の発達障害に関する相談窓口」一覧に掲載の発達相談、育児相談、療育相談と表記されている施設・機関が窓口となり、地域の療育施設と連携することができます。また、地域によってはこれら相談施設・機関に所属する心理士が保育園や幼稚園を巡回し、日常生活場面の観察から子供の抱える困難さを評価し支援の仕方を指導する取組を行っています。

東京都医師会では発達障害の発見も視野に就学準備を意識してもらうことを目的とした「５歳児健診」を推奨しています。

保育園、幼稚園の健診、保育士による見立て、５歳児健診などを通じて課題が指摘された子供については、地域の相談センターや療育センターなどでの療育プログラムをスタートさせると同時に、小学校入学前に就学支援シートを活用されることが勧められます。就学支援シートは、保護者と幼稚園・保育園・療育機関が協力して作成するもので、小学校入学後に楽しく学校生活を送ることができるようにするものです。（➡詳細は**第３章「支援事例２」**を参照）

発達障害は診断されたら特効薬によりすぐに治癒するものではなく、子供の特性に応じた接し方、指導の仕方を工夫し、子供が高い自尊感情を維持し、円滑に社会生活を送れるようにしなくてはならないスペクトラム障害です。気になる子への対処方法を保育職員、園医、かかりつけ医など子供に関わる全ての人が発達障害を疑わせる症状を理解するとともに、連携先や対処法を学ぶ必要があると考えます。

コラム⑥

アセスメント

名古屋学芸大学ヒューマンケア学部子どもケア学科
兼大学院子どもケア研究科　教授
黒田　美保

アセスメントの目的は何かを考えてみると、それは発達障害の診断をつけることのみだったり、ましてや、発達障害を治すこと（定型発達に近づけることではない）ではありません。発達障害の特性は長所にも短所にもなるものであり、その特性の活かし方を考える第一歩がアセスメントです。アセスメントによって、個々人の特性を調べることで、支援の手立てを見つけることでき、また、実施した支援に効果があったかも確認することができるのです。

では、発達障害の特性を活かすためにはどういったアセスメントが必要でしょうか？発達障害の疑いがある場合、発達障害と同時に知的水準や発達水準を確認する必要になります。例えば発達障害の疑いがあると分かれば、それが自閉スペクトラム症（ASD）なのか、注意欠陥多動性障害（ADHD）なのか、学習障害（LD）なのか、それともそれらが併存しているのかどうかをアセスメントしていくことが必須です。そして、同じ診断名でも個々人の発達障害の症状は違うので、それをそれぞれの発達障害に特化した検査で詳細に調べていくことが重要です。

同時に知的水準や発達水準は行動に大きな影響を与えるので、アセスメントしておく必要があります。例えば社会性に問題があるといっても、年齢が10歳のお子さんの発達年齢が５歳であれば、もしかするとその社会性は発達年齢に相応といえるかもしれません。そうなれば、社会性に特化したアプローチではなく全体的な支援アプローチが必要かもしれません。また、知能検査によって認知面の偏りなどもとらえることが重要で、それによってどういった能力が得意でどういった能力が不得意かを捉えることができます。

そして、支援を考える場合には適応行動、感覚、運動、併存する精神疾患、心理社会的・環境的アセスメントなども実施しなければなりません。発達障害では適応行動が知的水準や発達水準に比較して低いことや、聴覚・視覚・触覚といった感覚面の異常や不器用、また青年期では成人期にはうつや不安障害などの併存も多いことが分かっています。こうした個人の要因と同時に彼らをめぐる環境をアセスメントすることが支援上はとても大切です。支援には、こうした「包括的なアセスメント」が重要です。

現在、それぞれの発達障害に特化した詳細に特徴を調べられる検査については以下のようなものがあります。こうした検査を実施してくれる医療機関や療育機関を探すことも大切です。

●自閉スペクトラム症：

・ADI-R（エイディアイアール：Autism Diagnostic Interview-Revised:自閉症診断面接 改訂版）
・ADOS-2（エイドス：Autism Diagnostic Observation Schedule-Second Edition: 自閉症診断観察検査第２版）
・DISCO（ディスコ：The Diagnostic Interview for Social and Communication Disorders）
・小児自閉症評定尺度（The Childhood Autism Rating Scale）　等

●ADHD：

・成人向けとして、CAADID（カーディッド：Conner's Adult ADHD Diagnostic Interview for DSM-IV）
・小児向けとして、Conners3（コナーズ3）　等

コラム⑦

TEACCHプログラム

名古屋学芸大学ヒューマンケア学部子どもケア学科
兼大学院子どもケア研究科
黒田　美保

TEACCH Autism Program（ティーチ自閉症プログラム）は、米国・ノースカロライナ州における包括的な自閉スペクトラム症（ASD）への支援システムであり、現在ASD支援のグローバル・スタンダードとなっています。

TEACCHは、1960年代、ショプラー．Eが自閉症は脳の障害のよる認知の偏りであると考えて作りだしたプログラムです。

ここで、TEACCHの創始者であるショプラーが、TEACCHの理念と原則とした９つの項目について述べたいと思います。９つの項目は、「①理論ではなく子供の観察から自閉症の特性を理解する」「②保護者と専門家の協働」「③目標は、治癒ではなく自分らしく地域で生きていけること」「④正確なアセスメント」「⑤構造化された指導法の利用」「⑥認知理論と行動理論を重視する」「⑦スキルを伸ばすと同時に弱点を受け入れる」「⑧包括的な見方を重視する」「⑨生涯にわたる地域に基盤をおいた支援サービス」です。９つの中に①と④の２つの項目で、観察やアセスメントの重要性が述べられています。

ショプラーがTEACCHを創始した1950年代、自閉症は、当時隆盛を極めていた精神分析的立場から親子関係による疾病と考えられていました。精神分析では、「ASDの原因は母親の養育態度」という仮説が最初にあり、科学的アセスメントなしに母子を分離する治療などが行われ、母親は「冷蔵庫のような母」と呼ばれました。しかし、ショプラーは、正確な観察とアセスメントを通して、ASDの本質は脳機能障害であることを看破し支援方法を開発しました。

支援としては、ASDの特性に合わせた構造化が有名です。構造化で伝えるべき情報は、以下の通りです。①どこで（Where）　②いつ（When）　③なにを（What）　④どれだけ、いつまで（How much）　⑤どのようなやり方で（How to do）　⑥終わったら次に何をするのか（What's next）。こうした情報を伝えるのは、ASDの人は、目に見えないもの、抽象的なことを考えることが不得意だからで、この６つの情報を伝えるために、４つの構造化の方法があります。

１物理的構造化：空間と活動を１対１で対応されることで活動の見通しを示す、衝立などで刺激を遮断する、置き場所や整理する場所を示す。

２スケジュール：時間という目に見えない流れを視覚化する。

３ワークシステム:個々の活動の見通しを示す。

４視覚的構造化：課題や活動のやり方を示す。

構造化は苦手なことを補うメガネともいえます。これによって、ASDの人は環境を理解でき安心して自立し、その人らしく生きていけるのです。TEACCHの理念は、ASDの人たちの視点に立つことでコミュニケーションを深めていくことです。決して、多数派（ASD以外の人）のやり方に合わせることではありません。「環境を構造化し、意味あるやりとり」をしていくことで、お互いに多くのことを学びあえるのです。

【学齢期】インクルーシブ教育システムの構築

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官　田中　裕一

1　はじめに

平成19年４月１日に「特別支援教育の推進について（通知）」（以下「通知」という。）が出されてから、この間、この通知に基づいて、全ての学校・園において特別支援教育の体制整備が行われ、発達障害も含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒への理解が進み、指導の充実が図られてきています。

また、平成26年１月20日に「障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）」を批准し、その批准に向けて国内の法令等の整備が行われました。その流れを受けて、平成29、30年に学習指導要領等が改訂され、障害のある、もしくはその可能性のある幼児児童生徒（以下「障害のある児童等」という。）の教育に関する記述が大幅に充実しました。

そこで、権利条約や教育関連の法令等の整備、学習指導要領等の改訂を含めた文部科学省の取組を踏まえた上で、インクルーシブ教育システムについて述べます。

2　インクルーシブ教育システム構築と法令等の整備

（1）合理的配慮

平成20年５月に国連で発効した権利条約では、第24条（教育）において「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする」ことを目的とした、インクルーシブ教育システムの理念が提唱されています。その実現に当たり、確保するものの一つとして、個人に必要とされる「合理的配慮」の概念が提唱されました。さらに、平成24年７月には中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「報告」という。）が出され、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小･中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である」と述べられています。

さらに報告では、共生社会の形成に向けて、個々の子供の教育的ニーズを把握し、能力を最大限まで高めることを目指すとともに、可能な限り、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことができるようにするために、「合理的配慮」とその基礎となる「基礎的環境整備」が必要であるとされています。「合理的配慮」は「障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。つまり、大切なことは、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、個別に対応がなされるもの、ということです。また、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」については、一律の基準はなく、学校の設置者及び学校の体制面、財政面を勘案しながら、個別に判断すべきものです。

そこで、文部科学省は平成25年度から、インクルーシブ教育システム構築モデル事業を実施し、事業を通して得られた「合理的配慮」の事例を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして整理し、公表しました。ただ、国・都道府県・市町村・学校等における教育環境の整備（基礎的環境整備）の状況が様々であるため、データベース掲載事例は、設置者及び学校・園が合理的配慮を検討する上でのあくまで参考情報の一つであり、合理的配慮の実施については、設置者及び学校・園が適切に判断することが大切です。

（2）就学先決定の仕組みの変更

「学校教育法施行令の一部改正（平成25年９月施行）」では、従来の就学基準（学校教育法施行令第22条の３）に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた、総合的な観点から就学先を決定することとなりました。また、就学を見据えた相談・支援、就学に関するガイダンス等を早期から実施し、保護者や本人に十分に説明することが求められます。さらに、早期から行われている支援情報について、個別の教育支援計画を活用して引継ぐことの必要性も述べられています。この改正の趣旨及び内容について、市町村教育委員会、学校・園、保護者等が十分に理解し、円滑に障害のある子供への教育支援がなされるように「教育支援資料」を公表しているので参考にしてください。

（3）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

平成25年６月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる障害者差別解消法）は平成28年４月から施行されました。この法律は、障害者基本法第４条（差別の禁止）の基本原則である３つの事項①障害を理由とする差別等の権利侵害の行為の禁止（不当な差別的取扱いの禁止）、②社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止（合理的配慮の不提供の禁止）、③国が普及啓発と情報収集、整理及び提供を行うこと、を具現化する法令です。

不当な差別的取扱いの禁止については、国・地方公共団体等、民間事業者も法的義務が課せられていますが、合理的配慮の不提供の禁止については、国・地方公共団体等は法的義務がありますが、民間事業者は努力義務となっています。つまり、国公立学校など行政機関等は、２つの点について法的義務がある、ということになります。

何が不当な差別的取扱いになるのか、合理的配慮の不提供とはどんな状態をいうのかなど詳細な点については、政府基本方針を踏まえ、各省等が取組に関する要領等を作成します。文部科学省においては、平成27年11月に「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を策定しています。

（4）学習指導要領等の改訂

平成29、30年に学習指導要領等が改訂され、様々な視点が示されました。その中でも、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実施」においては、学びの過程において授業内容の理解などに困難があった場合、理解を促すための何らかの手立てを打つ必要があることを示しています。言うまでもありませんが、このことは、障害の有無にかかわらず、何かしらの理由で学びに困難さがある幼児児童生徒全てに対して行われるべきことであることに留意する必要があります。

加えて、障害のある児童等の教育に関する記述が大幅に充実し、そのポイントは次の５つにまとめることができます。

- 個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的な実施
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方の理解
- 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒の全てに対する個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用
- 各教科等の授業における学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫の実施
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習のより一層の推進

3　おわりに

インクルーシブ教育システムの構築のために、様々な法的整備が行われましたが、その中でも、今回、述べさせていただいた合理的配慮や就学先決定の仕組みの変更、障害者差別解消法の施行、学習指導要領の改訂は、非常に大きな意味を持っています。ぜひ、その根拠となる法令等をお読みいただいて、各学校や地域において、PDCAサイクルによる見直しを行いながら、よりよいインクルーシブ教育システムを構築していただきたいと思います。

発達障害のある子供たち、また発達障害の可能性のある子供たちの学校現場における支援には、教育現場の踏ん張りはもちろんのこと、外部の専門機関との連携は欠かせません。これからも学校内、学校外の関係機関が連携し、子供たちの自立と社会参加を見据えた教育を行っていただきたいと思います。

【学齢期】公立小・中・高等学校等における発達障害のある児童・生徒への指導・支援の充実

東京都教育庁都立学校教育部
主任指導主事（特別支援教育推進担当） **和田　慎也**

1　小・中学校に在籍する発達障害のある児童・制度への支援

＜特別支援教室の設置＞

都教育委員会では、都内の公立小・中学校に特別支援教室を設置し、発達障害のある児童・生徒に対する支援を行っています。特別支援教室とは、通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする児童･生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度です。

小学校では、平成30年度に全公立小学校に特別支援教室の配置を完了し、中学校については、令和３年度までに全公立中学校への配置を完了することとしています。

＜早期発見・早期支援が重要＞

発達障害は、外見から課題が見えにくく、「怠けている」「反抗的である」などの誤解を受けることがあり、本人や保護者も学習上・生活上の課題が障害に起因することに気付きにくいため、必要な指導や支援につながらない場合があります。早期に発見し、適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や在籍学級での充実した生活につなげることができると言われています。

＜特別支援教室導入の目的と指導・支援＞

特別支援教室導入の目的は、発達障害のある児童・生徒の学習上・生活上の困難さの改善・克服及び在籍学級における障害に適した指導・支援の工夫が進むことで、対象児童・生徒が障害の状態に応じて可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることです。

特別支援教室を利用する児童・生徒は、在籍学級の授業（国語等）を抜け、月１～週８時間程度、特別支援教室の巡回指導を担当する教員（以下「巡回指導教員」という。）により、自立活動（障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服を目的とする指導）の授業を受けに行きます。

～特別支援教室における指導内容の例～

- 場面にあった挨拶や発言が苦手な児童・生徒に対して、友達との遊びや会話の場面を想定した表現の練習を重ねることで、その場に応じた適切な言葉づかいや表現方法を身に付ける。
- 先の見えない不安感から授業に集中できない児童･生徒に対して、あらかじめ学習の流れや内容・時間を目に見える形で示すことで、見通しを持った行動を身に付ける。
- 体の使い方や姿勢の保持が苦手で、落ち着きがない児童・生徒に対して、様々な課題を設けた運動を繰り返し行うことで、バランス感覚や触覚、運動感覚を高める。

＜臨床発達心理士等の巡回＞

都教育委員会は、特別支援教室を設置する小・中学校のうち希望する学校に対して、臨床発達心理士等の巡回相談を行っています。

臨床発達心理士等は、学校が児童・生徒の抱える学習上・生活上の困難さを的確に把握し、その困難さに対応した専門的な指導・支援を実施するための助言を行う役割を担います。平成28年度から、特別支援教室で指導を受ける児童・生徒がいる小・中学校１校につき年間40時間、巡回しています。

また、全ての特別支援教室に「特別支援教室専門員（非常勤）」を配置し、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行っています。

これらの支援と併行し、特別支援教室では、特別な指導を行うことにより、児童・生徒の学習能力の向上や在籍学級における集団適応能力の伸長を図り、指導の終了（在籍学級のみでの指導・支援）に結び付けることができるよう、計画的な指導を行っています。

2　特別支援教室と在籍学級の連携した指導体制

＜発達障害のある児童・生徒への適切な指導＞

発達障害のある児童・生徒は、全ての学校に在籍するものと推測されることから、特別支援教室において巡回指導教員と在籍学級担任等が協同することにより、児童・生徒一人一人が抱える困難さをより効果的に改善し、児童・生徒の学習能力や集団適応能力の伸長を図る指導体制を作っています。

＜在籍学級における支援の充実による分かりやすい授業の実施と学級運営の安定化＞

巡回指導教員が在籍学級担任に対して、具体的な支援の方法や指導内容・方法について助言し、在籍学級担任がこの助言に基づき、発達障害のある児童・生徒を含む全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業を実施することで、全ての児童・生徒にとっても、より良い効果をもたらすことが期待できます。

さらに、通常の学級における当該児童・生徒や他の児童・生徒が学習に集中できる環境を整え、学級運営の安定化を図ることができます。

＜相談機能の充実による児童・生徒の心理的安定＞

巡回指導教員と在籍学級担任等との連携・適切な役割分担及び臨床発達心理士等の活用により、相談機能の充実を図ることで、自己肯定感の向上や将来の進路への見通しを持たせ、児童・生徒の心理的な安定を図ることができます。

3　都立高等学校等への支援

「コミュニケーションアシスト講座」

中学校において特別支援教室等での指導・支援を受けていた生徒が、都立高等学校でも引き続き特別な指導・支援を希望する場合、障害の状態に応じた指導・支援を行う必要があります。

都教育委員会では、中学校において特別支援教室等で特別な指導を受けていた生徒をはじめ、生徒の状態に応じて指導・支援が受けられるよう、放課後や土曜日などの教育課程外で、学校外において、民間企業のノウハウを活用するなどして、ソーシャルスキルトレーニング等の特別な指導・支援を行う「コミュニケーションアシスト講座」を、平成29年度から実施しています。この講座は都立高等学校に在籍し、何らかの悩み、困り感をもつ生徒を対象としています。

この講座に参加した高校生の98％が「参加してよかった」と答え、

「友達との会話が続くようになり、休み時間が楽しくなった」
「自分の良いところを見付けて自信がついた。これからの進路に前向きになった」
「スケジュール管理の方法が分かって提出物を忘れずに出せるようになった」
「自分の得意・苦手が分かって、高校生活に前向きになった」

などの評価をしています。

発達障害教育については、今後もさらに検討・改善を進め、充実に努めていきます。

特別支援教室の指導・支援体制

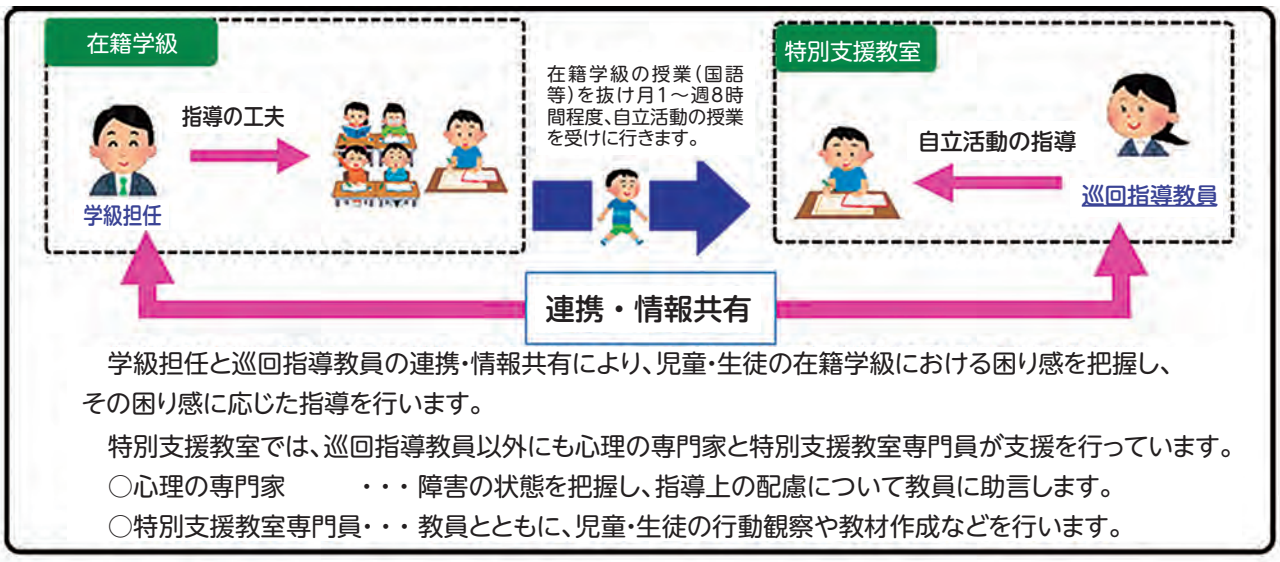

学級担任と巡回指導教員の連携・情報共有により、児童・生徒の在籍学級における困り感を把握し、その困り感に応じた指導を行います。

特別支援教室では、巡回指導教員以外にも心理の専門家と特別支援教室専門員が支援を行っています。

○心理の専門家　　・・・障害の状態を把握し、指導上の配慮について教員に助言します。

○特別支援教室専門員・・・教員とともに、児童・生徒の行動観察や教材作成などを行います。

【学齢期】福祉と教育の連携 ～文京区における学齢期療育と教育機関との連携～

文京区教育センター
所長　**矢島　孝幸**

文京区では、平成27年に新たな教育センターを開設しました。従来の学校支援センター機能の拡充に加え、教育相談と旧文京福祉センターで行っていた発達相談を一元化した総合相談事業、児童発達支援センター機能等を併せ持つ「子供たちの健やかな育ちを支える拠点」として乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援を実施する施設となりました。同時に、療育の対象を学齢期にも拡大し、多職種によるチームアプローチを充実させ、専門機関の強みを活かした教育機関との連携に取り組んでいます。

1　学齢期療育の役割・機能

学齢期療育の役割として、①家族支援：心理師等による発達相談、②学校等の関係機関（以下、「学校等」と言います）との連携、③専門職による機能訓練の３つの柱を掲げています。

学齢期の子供たちの生活の中心である学校では、特別支援教育が教育課程に位置付けられています。平成29年度に特別支援教室が全区立小学校に設置され、31年度には、巡回の拠点校を２校から８校に増やす体制整備が行われて、学校内で支援を受けられる児童の数が大きく増加しています。教育センターでは、「特別支援教育や福祉サービス等を補完する形で支援を行う」ことを役割としており重複しないように支援を行っています。本人に対する直接的支援（機能訓練）を実施するか、学校等との連携による間接的支援を行うのかは多職種によるアセスメントの結果をもとに検討します。機能訓練は支援目標を明確にし、指導期間を区切って実施しています。

本人の支援ニーズによっては、教育センター内の放課後等デイサービス「ほっこり」や他の事業所と連携、紹介等を行います。子供たちの生活全体を見通して、必要な支援を検討するため、また、専門機関としての見立てを活かした環境調整を行うため、学校・放課後等デイサービス等との連携を重要な役割と認識しています。

2　学齢期療育のシステム

総合相談室では、０～18歳までの発達や教育に関する相談を受けており、申込み時の主訴によって担当する部門が決定します。学齢期の相談については、教育相談、または、学齢期療育へと振り分けられ、それぞれの専門性を活かした支援がスタートします。

学齢期療育の支援の流れ

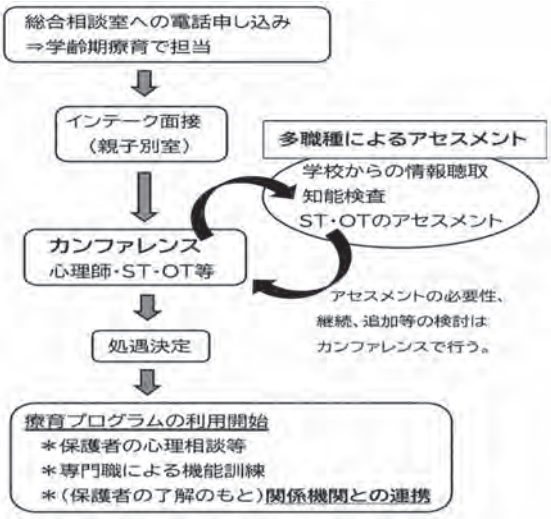

アセスメントの実施、支援方針の決定等、全てのプロセスにおいて、多職種（主に、心理師・ST・OT）によるチームアプローチを重視しています。各職種の専門性を活かしたアセスメントにより、保護者の主訴、本人の困り感の背景を探ること、本人の特性の理解を深めることが可能となります。週１回行われているカンファレンスでは、アセスメント結果をもとに、支援の手立てや方向性を見出すため、多職種の専門的見地から活発な意見交換がなされています。

3　学校等、教育機関との連携

学校等との連携を行うに当たっては、各々の機関の役割や専門性を尊重しながら、信頼関係を構築していくことが必要です。また、専門機関の強みを活かした現場で役立つ具体的な情報提供を行うことにより、学校等が連携のメリットを実感しやすくなり、信頼関係の構築につながります。発達支援の専門機関としての最大の強みは、チームアプローチによる専門性の高い発信（多面的な見立て、個に合わせた具体的な手立て等）にあります。

文京区では、従来より実施していた教育相談や学校巡回相談等において学校と専門職の連携を進めてきましたが、学齢期療育を開始してからは、さらに発達支援の視点を学校等が活用しやすい形で伝え、個別のケースに対して、顔の見える連携を丁寧に行ってきたことで、少しずつ、専門性の活用が広がってきていると感じています。

これまでは、保護者が「学習の遅れ」を心配して来所した結果、読み書きの困難さが発覚したというケースも多くありました。近年は学習面、特に「読み書きの困難さ」を主訴とした申込みが急増しています。そして相談申込みの時期の早期化、紹介元が学校であるケースの増加が見られています。このことは、教育の現場で、より早期に発達の特性に気付き、適切な紹介が行われるケースが増加していることを裏付けているものと思います。

4　今後に向けて

福祉と教育の連携をさらに推進していくため、発達支援の専門性をさらに高めていくこと、その専門性について分かりやすく伝え、理解を深めていくことに取り組んでいきます。子供たちが学校生活を楽しみ、学びを深めていくため、ネットワークを構築し、教育機関でできる個に応じた取組について多くの事例を重ねていくことで、支援システムの強化を目指していきます。

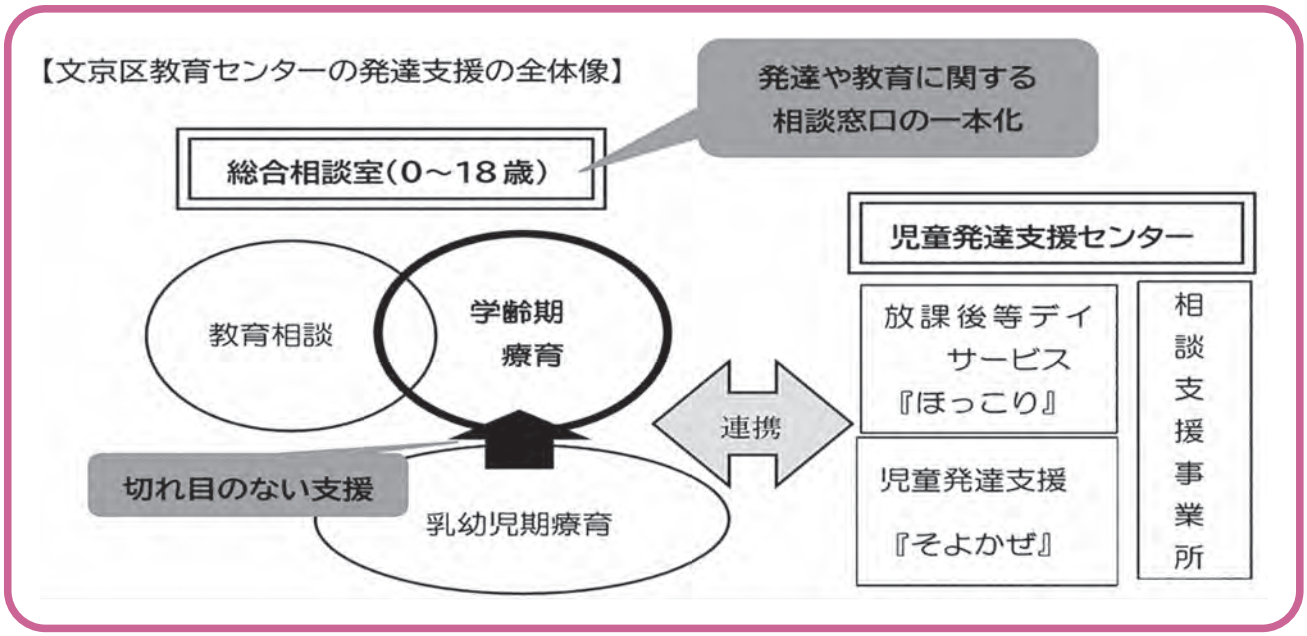

【大学】障害学生支援室について

東京大学相談支援研究開発センター
精神保健支援室／コミュニケーションサポートルーム
室長　准教授　**渡辺　慶一郎**

1　発達障害がある学生の相談窓口としての障害学生支援室

発達障害に特化した窓口は少ないでしょう。多くは障害種別にかかわらず、よろず相談を受ける場所となっています。ただ、日本学生支援機構の悉皆調査によれば、発達障害がある学生の割合は約19%（6,047人：平成30年度）であり、10年前の認知数から約20倍（299人：平成20年度）となっています。日本の高等教育を受けている学生は約320万人なので、一般的な疫学データを考えれば今後も認知数は増えることが予想されます。発達障害がある学生が相談や支援を求める機会は今後も増えることでしょう。

相談内容は、入学前の事前相談（どのような支援が可能か）、修学上のこと、診断や合併症治療など医学的なこと、日常生活の困りごと、就職活動のことなど多様なものになります。

この中で、学生生活の大きな領域を占める修学上の支援、特に合理的配慮について次に説明します。

2　合理的配慮の構成

（1）合理的配慮の検討が行われる範囲

高等教育機関に在籍する障害学生について、文部科学省が「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を設置し、平成24年12月に「第一次まとめ」を公表しました。ここで合理的配慮の対象範囲について、対象者は「我が国における、大学等に入学を希望する者及び在籍する学生とし、学生には、科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む」とされ、学生の活動範囲は「授業、課外活動、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項」とされました。そして、平成28年４月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、平成29年３月に発表された「第二次まとめ」では、第一次まとめでは対象外とされていた「教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮」も加えられています。

（2）合理的配慮の構成プロセス

（➡構成要件や留意点は**コラム⑫「合理的配慮」**を参照）

合理的配慮の構成を検討する際は、障害がある学生本人の申請が前提とされていますが、コミュニケーションの相互性が困難な自閉スペクトラム症では、自発的な申請が難しい場合もあります。そのため支援者や家族がこれをアシストする場合も多いでしょう。

合理的配慮を構成する際の要件は、配慮案の（１）必要性、（２）適切性、（３）非過重性の３つから構成されています。大学で最も多く検討される入学試験や、入学後の修学上の配慮では、（１）は学生本人や支援者が、（２）は教員が、（３）は教員や職員がそれぞれ責任を持って考えることになります。

（3）合理的配慮の課題

高等教育機関で行う合理的配慮の理念は浸透しつつありますが、実務上の課題は未だ残っています。

（a）根拠文書の作成と取り扱い

発達障害の認知機能の凸凹と学力自体を明確に区別することは困難な場合が多いです。そのため配慮の根拠となる資料は、今後はその質や内容を一層問われることになるでしょう。さらに、提出された根拠文書を適切に、そして中立的な立場で読み解く能力も大学側に求められます。こうした機能が障害学生支援室内だけで賄えないことも考えられるため、学内外の連携は重要ですし、今後の障害学生支援の研究を待たねばならない領域もあります。

例えば、期日までに課題が提出できない学生に実行機能の問題が想定されるとしましょう。その際に実行機能の低さを証明する専門的な心理検査を受けられたとして、どの程度の低さなら期日を何日延長するのが適切なのか等、その解釈は未だ困難な状況です。

（b）大学のポリシー

各高等教育機関には基本方針を示すポリシーがあり

ます（解説参照）。これらは合理的配慮の適切性判断に直接関わるものなので、障害学生支援に関わる者には充分共有されていること、さらに明確化・公開されていることが必要になるでしょう。特に授業や実習の目的や到達点、評価方法などをあらかじめ示すシラバスの精細化と可視化は重要です。

例えば対人援助職に関わるカリキュラムについて、ASDの性質がある者にとって、他者とのコミュニケーションがどの程度求められるのかをあらかじめ知っておくことは大切です。入学自体や履修を判断する材料になるからです。

＊解説：ディプロマ・ポリシー（各大学の教育理念を踏まえ、どのような力を身に付ければ学位を授与するのかを定める方針）、カリキュラム・ポリシー（どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するのかを定める方針）、アドミッション・ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、入学者を受け入れるための基本的な方針）がそれに当たります。

3　合理的配慮以外の配慮

「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」で示された合理的配慮の対象は広い範囲に渡るものですが、その実務的な取り扱いは各高等教育機関で違いがあります。さらに発達障害がある学生に求められる関わりや配慮の形式には、合理的配慮に加えて教育的配慮や個別支援などがあります。これらを組み合わせるコーディネートの役割も障害学生支援室に期待されています。

（1）教育的配慮

本人が障害を根拠に配慮を求めている段階ではないが、教員が自主的に個別の声掛けをしたり見守ること、また当該学生の特徴に合わせた指導で簡便にできるものがこれに含まれます。教育場面の日常で、根拠文書を求めて教授法や評価法の組織的な変更・調整が必要な程ではないもの、つまり合理的配慮の構成プロセスを経なくても実現可能なものが想定されます。

例えば課題作成に当たり、抽象的な助言でなく具体的な表現で指示したり、話し合った内容をメモに残して共有することなどです。

個別の教育的配慮をさらに進めて、障害の有無にかかわらず全ての学生教育にプラスになると考えて、一斉授業でレジュメを準備する工夫などはユニバーサルデザインと称されます。

（2）個別対応

障害学生支援室で行われる機能とは区別されることが多く、発達障害に関係した以下の支援サービスが考えられます。障害学生支援室は柔軟で中立的な連携機能が求められます。必要に応じて学外関係機関との適切な接続も必要になります。

・保健管理センターでは、発達障害の診断や薬物療法の相談が可能です。大学入学後に初めて発達障害の診断を検討したり、例えばうつ病と思われて治療を受けるうちに発達障害の存在が明らかになる事例もあります。ADHDは薬物療法が可能な発達障害なので、この見極めは重要になるでしょう。

・学生相談室では、発達障害に特化した相談だけでなく、青年期の悩みも含めて幅広い相談が可能です。大学によっては学生相談室で心理検査も行うことができますし、認知行動療法やコーチングといった発達障害の性質に関係した心理療法を提供しているところもあります。

・キャリア相談では、自分の特性を就労先に開示するかどうか、また障害枠での就労をどう考えるか、就労移行支援事業所などへの接続を相談することになるでしょう。令和元年12月１日現在の東京都内の就労移行支援事業所は345か所であり、学生本人に合う事業所を選択するだけでも大きな課題となっています。

4　まとめ

大学の規模や性質によって障害学生支援室の役割は異なります。関係する大学の相談窓口で詳細を尋ねると良いでしょう。合理的配慮の構成について学生本人も理解を深め、支援室を適切に利用できることが望まれます。障害支援に関して未解決な領域も多いので、今後の調査や研究を踏まえて支援室の機能もより望ましい方向に変化してゆくでしょう。

コラム⑧

ABA（応用行動分析）

社会福祉法人 同愛会 東京事業本部
副事業統括
竹矢　恒

発達障害の方は、知覚と認知に多くの困難を抱えています。普段の生活で当たり前に覚えていくことさえ、学習していないことや一般的に不適切とされる行動を肯定的に学習していたりすることが多くあります。

例えば、苦手な作業を提示された利用者が、職員を叩くといった行動を起こしたとします。その時、職員は、本人に対してクールダウンを促し、他者の危険を回避するために静養室に誘導したとしましょう。その場合、「嫌いな作業に参加したくない」という本人の要望が「職員を叩く」という行動によって「作業をしないで済む」という望ましい状況に変化します。この時点で「作業をしたくない」ということを伝える手段として「職員を叩く」という行動が“本人にとって肯定的”に経験されるのです。更に本人にとって望ましい「作業をしなくて済む」という結果は、苦手な作業を提示された場面においては、「職員を叩く」という行動を維持させる要因になります。これが、誤学習といわれるもののメカニズムです。

応用行動分析（ABA）とは、このように人間の行動は学習によって獲得されたものであり、不適応な行動は誤った学習の結果として起こるという考え方に基づいて整理されている理論です。対象者の行動を具体的に分析することによって、行動が起こる要因、起こらない要因を分析し、新しい行動を学習しやすくする効果があります。

対象者の生活場面において、新しい行動の獲得、望ましい行動の維持、問題行動の減少に焦点を当てたアプローチを行います。

前述したように人間の行動は、「何らかの刺激を受ける」→「その刺激に応じた行動を起こす」→「行動した結果を得る」という３つの要素から成り立っています。つまり、「行動した結果」により「刺激に応じた行動」が維持されるというわけです。大切なのは、行動した結果とその行動の機能を知ることです。先ほどのケースの場合、「職員を叩く」ことで「作業をしないで済む」わけですから、その行動の裏にある機能は、「回避機能」です。その場合、支援として大切なのは、適切な方法（叩かない）で「作業を回避」出来ることです。言い換えれば、本人にとって望ましい結果で適切な行動を維持させることだと言えます。

例えば先ほどのケースでは、「職員を叩く」という行動を「拒否を表明する」という行動に置き換えることが出来たらどうでしょうか。もちろん知覚や認知に困難を抱えている方々に対して「拒否を表明」させることは容易ではありません。対象者の個別の状況や発達障害特有のコミュニケーションの特徴等を知るなどの工夫が大切です。

付け加えますが、行動の機能は、大きく分けて、「要求」「注目」「回避」「感覚」の４種類あります。対象者の行動の裏にある機能を分析し、機能に応じた適切な行動を強化していくというのが、基本的な考え方です。適切な行動は、「褒める」「賞賛する」「御褒美」等のプラスの関わりで強化されることが多くあります。マイナスの連鎖ではなく、プラスの連鎖を意識して取り組むことが大切です。

コラム⑨

厚生労働省の発達障害者支援施策における家族等支援

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 障害児・発達障害者支援室　発達障害対策専門官
加藤　永歳

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記されました。これを受け、現在厚生労働省の発達障害者支援施策において「発達障害児者及び家族等支援事業」を進めており、平成30年度からは都道府県・指定都市だけでなく、区市町村でもこの事業を実施できるようにしました。

事業の具体的なメニューとしては、①ペアレントメンター養成等事業 ②家族のスキル向上支援事業 ③ピアサポート推進事業 ④その他の本人・家族支援事業、となっています。

①ペアレントメンター養成等事業は、ペアレントメンターの活動費の支援やメンター養成研修、ペアレントメンターやコーディネーターの配置等に対して支援します。メンターとは信頼のおける相談者という意味です。ペアレントメンターは発達障害児の子育て経験のある親であり、その育児経験を活かして子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言・情報提供等を行う人です。支援者ではなく「親」という同じ立場での交流の効果もあり、全国的に取り組まれております。

②家族のスキル向上支援事業は、保護者に対するペアレントプログラム（ペアプロ）やペアレントトレーニング（ペアトレ）の実施等に対して支援します。ペアプロは、親の認知を肯定的に修正することに焦点を当て、行動で考えることや褒めること、参加する親の仲間づくりを目標にしています。ペアトレは、親が自分の子供の行動を捉えて、良い行動をほめて伸ばし、不適切な行動は低減に向けて取り組めるような対応を学ぶプログラムです。

③ピアサポート推進事業は、同じ悩みを持つ発達障害の本人同士や発達障害児をもつ保護者同士等がピアの関係で集まる場の提供等を実施する事業に対して支援します。

④その他の本人・家族支援事業では、地域における発達障害者の適応力向上のためのトレーニング実施等に対して支援します。

本人・家族支援の課題は、更なるペアトレ等の家族支援プログラムの地域への普及です。私もこれまでペアトレを地域で実践してきましたが、受講された保護者の多くから「もっと早く受けたかった！」という声を聞きます。改正された発達障害者支援法でも「地域の身近な場所で受けられる支援」の重要性がうたわれています。令和元年度の障害者総合福祉推進事業において、地域におけるペアトレの普及に向けた実施基準等の策定に関する研究事業が取り組まれており、今後の区市町村もしくは圏域レベルでの実施拡大につながることが期待されます。

また、令和２年度から発達障害児者及び家族等支援事業において「発達障害者等青年期支援事業」を創設し、青年期以降の地域活動の促進に向け、青年期の発達障害者へのワークショップ等の開催や、活動を支えるコーディネーターの配置等に対して支援できるよう拡充します。

発達障害者やその家族が地域で前向きに過ごせるよう、今後も家族等支援の充実を図っていきたいと考えています。

【成人期】ピアサポーターを活用した若者世代への支援「みつけばルーム」

世田谷区　障害福祉部障害保健福祉課
障害保健福祉担当係長　**織田　健一**

1　ライフステージを通した支援

世田谷区では、発達障害に対する支援として、平成21年度に発達障害相談・療育センター「げんき」を開設するなど、主に児童期の支援を中心に支援の取組を開始しました。

その後、成人期の発達障害者への支援として、平成26年度に、発達障害者を対象とした就労支援センターである「ゆに（UNI）」を開設し、子供から大人まで、ライフステージを通した支援体制を構築してきました。

「げんき」の概要

■利用対象
区内在住18歳未満の発達障害者（疑いも含む）

■実施内容
・相談（電話相談、インテーク、アセスメント）
・療育（障害児通所支援として実施）
・家族支援（学習会、ペアレントプログラム、茶話会　など）
・関係機関支援（巡回支援、人材育成研修）

■実施形態
区より社会福祉法人へ委託

「ゆに（UNI）」の概要

■利用対象
区内在住の発達障害者（年齢制限なし）

■実施内容
・センター部門（区委託事業）
相談、就労支援、定着支援　ほか
・通所部門（民立施設）
自立訓練（生活訓練）・・・定員10名
就労継続支援B型・・・定員10名
就労移行支援・・・定員10名

■実施形態
センター部門は区より社会福祉法人へ委託し、通所施設と一体的に運営

2　ひきこもり予防

「ゆに（UNI）」が開設し、発達障害を理解し特性に応じた支援を行うことで、それまで支援につながることができなかった方々が、就労や自立につながることができるようになりました。

一方で、これまで潜在化していた成人期の発達障害者に対する支援ニーズの掘り起こしも進み、「将来的には就労したい」といった目標があるものの、生活のリズムが整わない、社会経験が少なく年齢相応のスキルが身に付いていないなど、すぐには就労が難しい状態の方からの相談も多く寄せられました。

こうした方々の中には、学齢期に不登校状態となり、そのままひきこもりのような状態で10年、20年と経過し、親の高齢化に伴い、本人への支援が難しい状態になってから相談につながる、といった状況が多く見られました。

ひきこもり状態は、長期化すればするほど支援が難しくなると言われています。

こうした方々を、もっと早期に、もっと若いうちに支援につなげるための取組を進めるため、高校・大学生世代の若者を対象に、ピアサポートによるプログラムを実施することとしました。

3　ピアサポートの必要性

発達障害がある方の中には、特性による生きづらさや困り感を抱えていても、周囲から理解されず、いじめやからかいの対象になってしまう方も少なくありません。また、こうした経験の積み重ねは、社会や人間関係に対する苦手さや不信感を抱え、最終的に社会から孤立してしまうことになります。

当事者同士が交流するピアサポートは、同じような特性を持つ人と出会い、悩みを共有することで孤立感を解消する機会になります。自分自身の特性が理解される経験や、「普通」に合わせるのではなく自分自身の感性を自由に表現できる機会を通し、社会参加のモチベーションを高めることが必要です。

4　みつけばルーム

「みつけばルーム」は、高校・大学世代の若者を対象とした、ピアサポートによる余暇活動の場です。

「みつけばルーム」の概要

■実施日
毎週火～土（11時～18時）
■利用
登録制（診断等の要件はなし）
■実施内容
※全てのプログラムにピアサポーターが参加
・「ワークショップ」（毎日、予約制）
アナログゲーム、料理、ダンス、囲碁、散歩、ビオトープ作り、写真撮影、デザイン、工作、仕事体験　　などなど
※プログラムによって外部講師を招聘
外部講師はデザイナー、イラストレーター、ダンサー、整体師、絵本作家、ビオトープ管理士、放送作家など、それぞれの分野でその道を極めたプロフェッショナル
・「おやのかたりば」（月１回）
みつけば利用者の保護者等を対象とした座談会。子離れについて考える
・「サロン」（週１回程度）
利用登録者以外も参加可能
思い思い自由に過ごす場
■利用料
無料（プログラムにより材料実費負担あり）
■実施形態
区より東京都自閉症協会へ委託

みつけばルーム内観

5　みつけばルームによる効果

こうした余暇支援のような事業は、成果を数値化することが難しく、また、ピアサポート自体の有効性についても日本ではエビデンスも少なく、対外的に実証していくのは困難です。

しかし、利用者へのアンケートからは、みつけばルームを使用したことにより、自分自身が以下のように変わったという回答が得られました。

利用者アンケートより抜粋

■活動や行動範囲の拡大
・外に出る日が増えた
・自分だけでは出来ないことができた
■興味関心の拡大
・普段体験できないことができた
・知らなかった世界を知ることができた
・創造の幅が広がった
■自己肯定感の向上
・何かしたいって気持ちが自然に湧いてきた
・「ふつう」ってこんな感じかなと思った
・人には量産の人と特注の人がいると思えた
■対人交流のネガティブなイメージの払拭
・個性あふれる人達と交流できてよかった
・人と生きる経験がつめた
・人と交流する楽しさを知った

↓

■心的なエネルギーが回復し社会参加のモチベーションが向上
・いろんなことにチャレンジしていきたい
・外出する機会が増えた
・社交性が上がった
・人と話せるようになった
・少し明るくなった
・自分の想いを表現できるようになった
・他の人と友達になれた

このように、アンケート結果から、①活動や行動範囲の拡大、②興味関心の拡大、③自己肯定感の向上、④対人交流のネガティブなイメージの払拭、⑤心的なエネルギーが回復し社会参加のモチベーションが向上といったプロセスが実現されていることが分かりました。

みつけばルームでは、トレーニングなどは行っていませんが、利用者の多くは参加によりエンパワメントされ、確実に次のステップに進んでいます。

【成人期】青梅市における成人期発達障害者の支援システム

青梅市障がい者サポートセンター
主任支援員　小向　利佳子

1　はじめに

青梅市障がい者サポートセンターは平成23年４月に、三障害を対象にした生活支援事業（地域活動センター事業と相談支援事業Ⅰ型）を主として開設しました。

開設時より成人期の発達障害の診断を受けた方が相談に来所されるようになったため、平成24年度から発達相談を開始しています。相談者数が予想をはるかに超える状況だったため、発達相談体制の充実を図る必要があり、またその相談内容から何らかの理由（交通手段・家庭環境・障害程度の重さ等）で通えない困難者に対する生活支援が必要であると分かり、平成25年10月から成人期の発達障害者支援事業として体制作りを始めました。

2　発達障害者支援事業の目的

発達障害者支援に関しては、民間産業での市場拡大している社会状況の中、ソーシャルサービスとして何をすべきかを模索しました。

様々なサービスがある中、他のサービスを利用できる方はそちらを優先利用していただき、なかなか外に出られない方や、公共交通機関などの利用が難しい方が主に利用できるよう、プログラムを組み立てました。

また、この発達障害者支援事業で全てを支援することは難しいため、地域活動支援センター事業での作業活動やその他のグループ活動を組み合わせて、個々の特性や環境に合わせて支援する形を取っています。

本人も家族も十分にケアをされないまま過ごしており、本人は家族の支援だけが頼りであるため、事業化に向けては「家族の中だけのケア」から「一歩踏み出す社会の居場所」を作ることを重視し、居場所活動という設定にしました。居場所はいろいろな体験ができる場とし、年間予定から自分が活動を選択できるような形としています。

また、地域の中で様々な職種の専門スタッフに支援していただきながら一緒に事業運営することで、様々なニーズの方を支援できるよう、職員のスキルアップや研鑽の機会としています。

3　発達相談者の推移

発達相談では心理職が専門相談として、本人及び家族の相談を実施しています。成人期の相談を受ける機関が少なく、相談希望者は多い状況です。

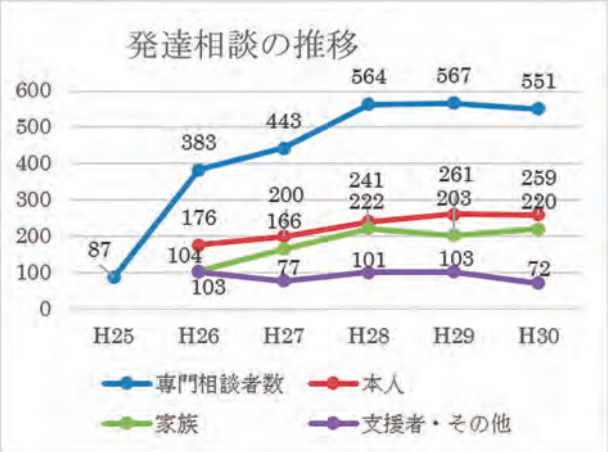

※H25（平成25）年度は半年間だけの相談者数

相談内容として、当初は「就労するための自分の障害特性理解」というものが多くありました。しかし平成28年度頃には「相談している親自身の相談」や「配偶者に対する相談」が増えています。近年では「自宅にひきこもっている子供との付き合い方」などが主な相談内容となっています。

4　発達障害者支援事業の内容

以下の６つについて精神保健福祉士･社会福祉士が、事業マネジメントしながら事業を実施しています。

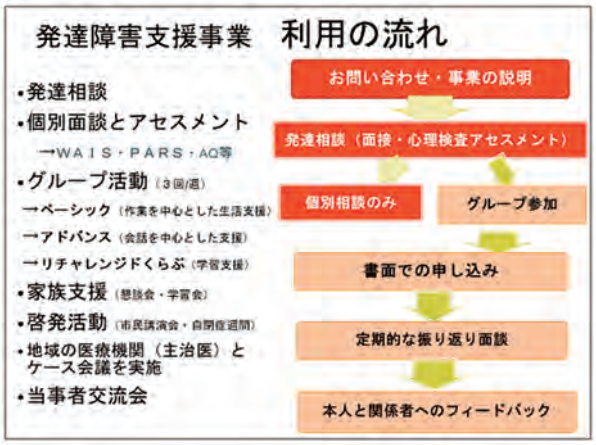

①発達相談（スクリーニング・心理検査など）

心理職による相談を実施。本人及び家族だけではなく、多職種によるコンサルテーション機能を持たせて支援者への相談も行っています。

②グループ活動

一人ではできない事や初めての体験にしないように、支援者が付いて体験を増やして行くことを目的として行いました。

生活の基礎的な体験を行うベーシックグループは、生活体験・料理・就労体験・外出支援等を行いました。

コミュニケーションに課題を感じている方は、アドバンスグループでコミュニケーションゲームなどを通じ、自分のコミュニケーションの強みを知る機会としました。

学習支援として行っているリチャレンジドくらぶでは、長年ひきこもりの状態で学校になかなか行けなかった利用者が、次の段階に行くための学習の機会を提供しています。

③家族支援（懇談会・学習会）

年５回程度、御家族の意見なども取り入れながら、発達障害関連の就労関係の施設見学、グループホーム体験者などの話を家族と本人と一緒に聞く機会を設けました。また、発達障害の理解を深める家族だけの勉強会も実施しました。

④啓発活動（市民講演会・自閉症週間）

毎年１回講演会を実施しています。また自閉症週間ではイヤーマフの体験会、発達障害のDVD上映などしながら市民へ啓発普及を実施しています。

⑤支援会議（主治医との会議）

本人の理解の促進と支援スタッフのスキルアップのため、主治医から直接御指導を頂いています。

⑥当事者交流会

当センターに利用登録している発達障害の方がボードゲームで交流したり、お好み焼きや鍋などの昼食を作って食べたり、近況などを話したり、無理なく付き合える場として実施しています。

5　取組から見えてきたこと

①青梅市は広く、車での移動や公共交通機関の利用が必須となるため、支援を受けられる方が限られるという現状があります。そのため、訪問は他機関と連携支援しながら行っていますが、本人が通ってくること自体が課題となっています。

②利用者は、年度ごとにそれぞれの特色があり、また、利用者が就職や他のサービス事業所への移行に伴いグループが流動するため、ニーズ全体をプログラムで網羅することが難しく、プログラム内容に苦慮しています。

③小グループ活動の中では、人が苦手であることに配慮しながらやっと家から出られた方もいます。料理プログラムで作ったものを自宅で作ってみた方、外出プログラムを通じて出かけた先が増えた方もいます。バイクの免許を取得してから一人でも外出したり、自分の好きなゲームで遊ぶ友達ができたりと個々の方の生活の広がりがあります。こういった体験を重ねていける場として今後も活動していきたいと考えています。

【成人期】就労時のサポート体制について

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
東京支部 東京障害者職業センター
主幹障害者職業カウンセラー　中島　純一

1　就労時の本人を取り巻く課題解決に向けて

発達障害のある方が就労時に悩まれる問題には様々な特徴があります。学齢期に既に診断を受け、継続的な支援を受け就職に結びつく方もおられますが、大学卒業後、新卒で入職した職場で顧客や上司とのコミュニケーションが適切にとれない、仕事の段取りやスケジュール管理ができないといったことから不適応を来たし、メンタル不調から精神科を受診するに至った方の中には、治療を継続している過程で発達障害と診断されたという方もおられます。このような方の場合は、御自身の特性について、何らかの実感を伴っていたとしても、急に発達障害と診断されたことについての戸惑いや葛藤から、支援者にアクセスし具体的な対策を取るまでに時間がかかる場合が少なくありません。

成人期に急に診断された方の特徴は、上司や同僚などの本人をとりまく周囲の人たちがこのような特徴にとまどっており、御自身では現実的な実感が薄いケースも少なくないため、周囲とのギャップが顕著なケースもあります。

このように、職場内での課題解決に向けては、御本人の困り感に関する相談と併せて、周囲の困り感・捉え方等を確認することにより、双方の支援ニーズを的確に把握していくことと、本人への支援と併せて、本人が実際働くこととなる、企業側への支援が非常に重要となります。

2　就労時のサポート体制について

発達障害と診断された後に本人との相談や企業へのサポートを行う東京都内のサポート体制にはどのような機関があるのでしょうか？

ここでは、都内の発達障害のある方への就労支援に関する支援体制を御紹介します。

まず東京都発達障害者支援センター（通称TOSCA：トスカ）があります。同センターは就労のみならず、療育、教育等の発達障害のある方のライフステージ全般に関する相談支援や、都内の支援機関や企業、学校等へのコンサルテーションや普及啓発事業を実施しています。

次に、障害者就業・生活支援センターが都内に６か所設置されており、業務担当地域の各関係機関と密な支援ネットワークを形成しつつ、就業支援と生活支援との一体的なサービスを提供し、職業生活が円滑に進むように、支援を実施しています。

また、東京都では区市町村ごとに就労支援センターが設置されており、より地域に密着した形で支援を提供しています。

さらに、就労を目指し２年間を限度とした就職前の支援を行う就労移行支援事業所が、現在都内で345か所（令和元年12月１日現在）あります。それらの中には、発達障害のある方を特に対象としている事業所や、就職後の定着支援を併せて実施する事業所も出てきています。

このように、いずれの支援機関もそれぞれに特徴があり、どこにまず相談したらよいか、迷われるかもしれません。ただ、御自身の困り感をお聞きするとともに、ニーズに応じて、周囲で働く方から状況をお伺いする等の支援はおおむね全ての機関で実施していますので、お困りのことがあれば、まずは身近な地域の機関に御相談いただければと思います。

例えば、「仕事以外の、一人暮らしで片付け等がうまくいかず、生活面も含めた相談もしていきたい」ということですと、就労と生活の両面から支援を提供する障害者就業・生活支援センターにアクセスされるのがよいかもしれませんし、「パソコンの音等、電子機器の音への過敏性があり、コミュニケーションもうまく取れない。自分自身での対処の方法や職場での配慮事項等をじっくり検討していきたい」ということであれば少なくとも数か月以上は通所可能な就労移行支援事業所が適当かもしれません。

なお、各就労支援機関では、必要に応じて医療や生活支援機関とも連携しながら、支援を提供していますので、就労支援機関の利用によって、他の支援サービスの利用が制限されることはありません。

3　東京障害者職業センターについて

最後に、東京障害者職業センターについて御紹介します。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する施設で、ハローワークと連携しつつ、障害のある方、障害のある方を雇用する又は雇用を予定している企業への支援を実施しており、さらに就労支援を行う関係機関に対して就労支援に関する研修や情報提供等のサービスを行っています。ここでは、障害のある方と企業への支援を中心に御紹介いたします。

ハローワークでは障害のある方への職業紹介や、事業主への雇用率達成のための指導業務を実施していますが、東京障害者職業センターにおいては、それ以外の障害のある方の雇用に関する様々な支援を提供しています。下記に業務内容のフロー図をまとめていますので、御覧ください。

障害のある方へは、①障害に起因する職業上の課題を整理し、配慮事項や支援プラン等を検討する職業評価、②就職や職場復帰を目指し、御自身のストレス耐性やコミュニケーションの理解をサポートし、対処方法を検討する職業準備支援、③実際の職場において障害のある方へ職場内の課題に関する支援を行い、在籍する企業へは雇用管理等の助言を行うジョブコーチ支援、④主にうつ病を有する精神障害者に対する職場復帰支援（リワーク支援）を実施しています。

障害のある方を雇用する企業に対しては、前述のジョブコーチ支援、リワーク支援により、障害のある方が在籍する企業に向けて雇用管理の助言等を行うとともに、雇用を予定している企業に対しては、今後の雇用予定を確認し、雇用に向けた支援計画の検討や従業員への障害者雇用に関する研修、障害特性に応じた職務設定に関する助言等を行っています。

当センターにおいては、先ほど御紹介した東京都発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センター、区市町村就労支援センター、就労移行支援事業所とも連携しながら支援を実施しています。

当センターの特徴としては、障害が仕事に与える影響等をアセスメントし支援計画を立案する職業評価を実施している点が、他の関係機関と異なる特徴といえます。この職業評価の結果は、前述の関係機関が今後の支援を行う際の参考として利用したり、ハローワークの職業紹介の参考として利用されます。

なお、当センターの利用に当たっては、23区内に在住されている方は、東京障害者職業センター、23区より西部に在住されている方は東京障害者職業センター多摩支所を御利用いただく形になります。

東京障害者職業センターの業務

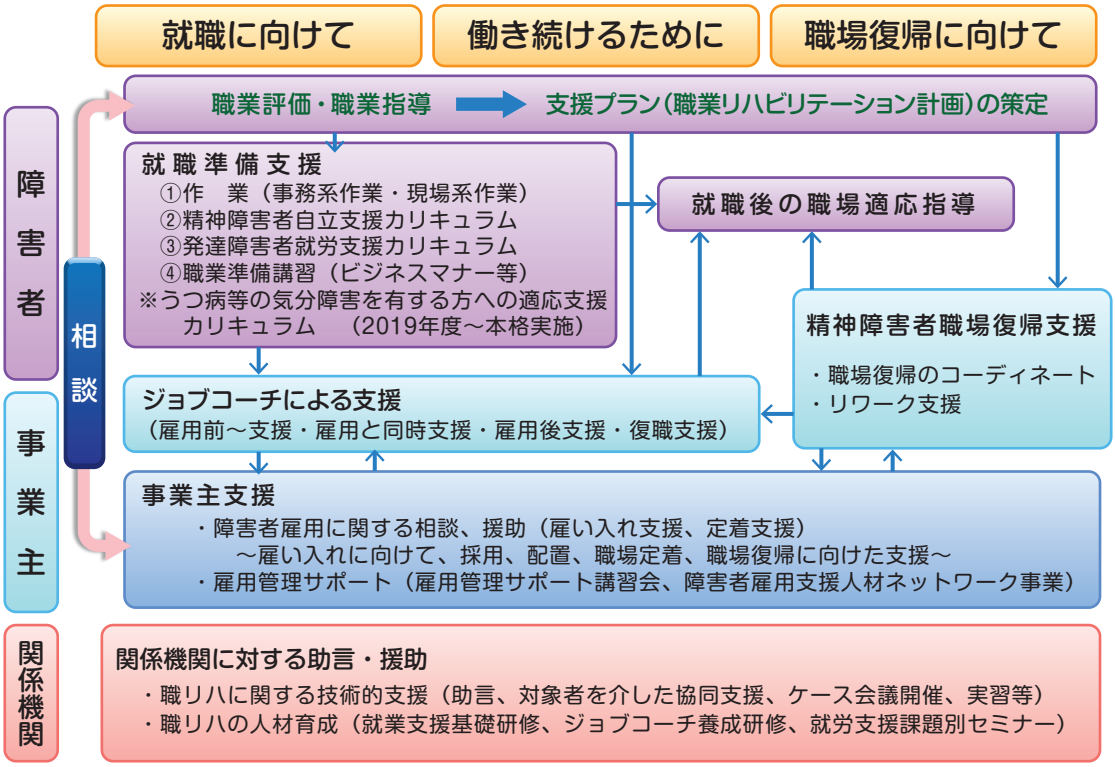

【成人期】本人が抱える困り感や職場内への支援について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
東京支部 東京障害者職業センター
主幹障害者職業カウンセラー　**中島　純一**

ここでは、前項「就労時のサポート体制について」で触れた、発達障害のある方が抱える困り感に対する支援や、その方をとりまく職場の同僚や上司の方々等、企業へのサポートについて、当センターの支援の実際を御紹介します。

1　障害特性に起因する“困り感”への支援

当センターを利用する方々には、これから就職を目指す方や在職中の方、休職中で職場復帰を目指す方など、様々な方がおられますが、発達障害のある方の場合では困り感を御自身でもうまく把握できておらずストレスをため込んでいたり、困り感自体は把握しているけれども、対処方法が分からないという方が少なくありません。

そのため、相談や職業評価を通して、まず、御本人の困り感を一つひとつ具体的に確認していきます。いつ、どのような状況・場面の時に、どのようなことで困っているのか、その発生状況や要因と推測されるものを、探っていきます。困り感を御本人自身がうまく把握できていない場合や他者に的確に表現できないことも多くありますので、いずれの場合にも、支援者が相談の中で把握する際に、御本人からの聴き取り以外に、下記の「発達障害の特性チェックシート」や、感覚特性に関する「職場環境適応プロフィール」を用いて、なるべくその方の実感が、支援者と御本人との間で共有できるよう、視覚的に捉えやすい形に整理していきます。

その方の困り感を把握した後は、個別の職業評価において対処方法を検討していくこともありますし、グループワークを中心に実施する職業準備支援の「問題解決技能」という講座において、対処方法を検討していくこともあります。

また、これらの取組を通じて習得した対処方法を実用性のあるものとするため、模擬的な就労場面や体験実習等の機会を設定して試行していただくこともあります。

資料１　発達障害の特性チェックシート

資料１

発達障害の特性チェックシート　※一部抜粋

○発達障害の特性
社会性、コミュニケーション、想像力の三つの側面に特徴がみられる方が多い他、不注意、衝動性、多動性、感覚過敏、運動、読み・書き・計算の苦手さ等の特徴を有している方もいます。どのようなかに強みや苦手さがあるか、それがどの程度かは個人個人で異なります。また、これらの影響の有無は環境要因によって変わることもあります。

○チェックシートの使い方
このチェックシートは、自分の特徴を整理する手がかりとして活用できます。あくまで簡易なチェックであるため、自分でチェック（○印）をつけた後に、支援者と相談しながら整理することをお勧めします。
※注意事項：記入した時点での自分の感じ方を確認したり、支援者と共有するためのもので、発達障害の特性を確定させるものではありません。チェックがつく項目は状況により、今後変化することもあります。

１．社会性の特徴

強み（長所）	ﾁｪｯｸ	苦手（短所）	ﾁｪｯｸ
・相手の年齢や立場にとらわれず公平に考える		・立場を気にせずトラブルになることがある	
・ルールを重んじる		・融通が利きにくい	
・誠実（ごまかせない）		・正直すぎる	
・常識にとらわれず、発想が自由		・常識不足と言われることがある	
・人に流されにくく、マイペース		・協調性が少ない、相手の気持ちが分からないことがある	
・細かいことによく気を配る		・相手の顔色を気にし、不安になる、疲れる	
・その他（　　）		・その他（　　）	
＜補足＞			

２．コミュニケーションの特徴

強み（長所）	ﾁｪｯｸ	苦手（短所）	ﾁｪｯｸ
・言葉の理解が素直		・言葉どおりに理解する（比喩や、言葉の裏の意味が分かりづらい）	
		・はっきりと言われないと気づきにくい	
・言葉を正確に使おうという気持ちが強い		・説明が回りくどくなりやすい	
・熟語や専門用語に関心が高く、知識が豊富		・表現が独特、堅苦しい	
・興味のあることは一生懸命話す		・相手の表情や状況が理解しづらく、会話が一方的になることがある	
・文の組立や言葉づかいを一つ一つ考える		・気持ちや言いたいことが上手く言えない	
・その他（　　）		・その他（　　）	
＜補足＞			

なるべく安心感をもって職場に臨めるように、御本人の困り感に寄り添いつつも、その内容を正確に支援者と共有する過程を大切に、御本人が抱える困り感への対処を検討していきます。

2　職場内での人的環境等への支援

当センターには、発達障害のある御本人だけでなく、雇用する企業の人事担当者等からも御相談があります。はじめて発達障害のある方を雇用したので、職場内での対処方法を検討したいということであったり、既に雇用しているけれども職場への適応がうまくいかず、対応に困っているといったような内容です。

企業からの御相談に対しては、働く上司や同僚等の担当部署の視点、担当部署と調整している人事担当者の視点、御本人の困り感と、周囲が抱いている実感や対処の実態等々、多面的に状況を把握していきます。

このようなプロセスは、一定期間支援者が職場を計画的に訪問し、職場内において様々な支援を行うジョブコーチ支援では特に重要です。

御本人と一緒に相談に来られる場合と、企業との相談後に本人と相談する場合等がありますが、企業が推測する御本人の困り感と、御本人が実際に感じている困り感とが一致している場合と、多少ずれている場合があり、いずれの場合にも、双方の考えや思い、これまでの経緯等について、下記のシートを活用しつつ情報収集していきます。

企業からの相談では、御本人自身は困り感をあまり感じていないけれども、同僚等の周囲の人たちは、コミュニケーション等がうまくいかない実感を抱かれている場合も多く見られます。

このようなずれがある場合は、御本人に課題点等が十分に伝達されていない場合が多くあります。この場合には、伝達方法を検討するためにも、御本人との相談の場を重ね、捉え方や受け止め方を確認していきます。その上で、現状の課題について、御本人の捉え方等にも配慮しながら、理解が得られやすい考え方や伝達方法を企業とともに探っていく取組を、日々実施しております。

以上の通り、御本人や企業に対する支援を紹介しました。これらの支援は当センターのみで完結できず、前項の「就労時のサポート体制」で紹介した支援機関と役割分担し、連携して行う場合も多くあります。

本人の困り感への支援は、そのまま解決への検討がなされないと、抑うつ症状等の二次的な症状等につながる場合もありますので、就労支援に携わる支援者が現実的に解決できる糸口を探ることが重要になるとともに、長く安定して働くために重要な支援になります。

資料２　職場環境適応プロフィール

資料2

職場環境適応プロフィール　※一部抜粋

（1）このプロフィールは、プログラム実施中に見られた事柄であり、今後継続的に把握することが必要です。
（2）答え方は、相談の担当者が説明します。
（3）必要に応じて、項目の追加・削除ができます。

氏名（　　）　作成日（ 平成　年　月）

					対応できる ←→ 対応できない					
					100%	75%	50%	25%	0%	備考・対処策
感覚	1	温　度	高い							
	2		低い							
	3	湿　度	高い							
	4		低い							
	5	音	うるさい	機械音						
	6			空調音						
	7			人の話し声						
	8			パソコン						
	9			その他（　）						
	10		静か							
	11	照　明	明るい							
	12		暗い							
	13	粉　塵	ある							
	14		なし							
	15	におい	ある	薬品						
	16			食品						
	17			その他（　）						
	18		なし							
	19	汚れることが多い								
	20	職場の色彩	明るい壁の色							
	21		暗い壁の色							
	22	作業場所	屋内							
	23		屋外							

資料３　在職者のための情報整理シート

資料3

在職者のための情報整理シート(従業員用)　※一部抜粋

健康面・体調面・生活面について	A できている	B 課題を感じている、対処法を検討したい	C 周囲に配慮をお願いしたい	D 該当場面なし
生活面の自己管理ができる（睡眠・食事・休養）				
健康面の自己管理ができる（通院、服薬、体調管理）				
体調が悪い時の連絡、相談ができる				
疲労やストレスを感じる時がある				
ストレス・疲労サイン（あてはまるものに○をつけてみましょう） ・眠くなる　・あくびがでる　・頭が痛くなる　・頭が重くなる　・頭がぼーっとする ・目が疲れる　・目が痛くなる　・目が充血する　・物がぼやけて見える　・全身がだるい ・肩がこる　・ため息がでる　・よそ見が増える　・周囲が気になる　・姿勢が崩れる ・汗がでる　・背伸びをする　・首を回す ・ミスが増える　・能率が下がる　・表情が硬くなる　・歯を食いしばる　・独り言が増える ・イライラする　・口調や話し方が変わる　・貧乏ゆすりをする　・机をたたく　・足を踏み鳴らす ・その他（　　）				
＊疲労やストレスを感じる状況、場面、環境について教えてください。				
体調の維持、予防のための自己対処を行っている				
疲労やストレスを軽減するための自己対処を行っている				
＊現在、実施している対処方法を教えてください。				
自分に合った余暇の過ごし方ができる				
自分に合った職場における休憩の過ごし方ができる				

職場のコミュニケーションについて	A できている	B 課題を感じている、対処法を検討したい	C 周囲に配慮をお願いしたい	D 該当場面なし
情報の理解				
相手の言葉の意味をずれることなく理解できる				
言葉の意味だけでなく、言外の意味を理解し、相手の意図を正しく理解できる				

【成人期】発達障害のデイケアにおける支援・プログラム

昭和大学発達障害医療研究所
作業療法士　水野　健　・　所長　加藤　進昌

自閉スペクトラム症（ASD）の方への支援には、主に①薬物療法、②心理社会的支援（心理療法やデイケア）、③環境調整としての家族支援があります。その中でも特に、「社会性の障害」の軽減はASDの方の「生きづらさ」と直結するため、心理社会的支援は重要です。

ASDの方の支援を行う場所のひとつに精神科デイケアがあります。昭和大学附属烏山病院では、平成20年に開設した発達障害専門デイケアセンターにおいて、発達障害専門外来でASDやADHDの診断を受けた方を対象とした発達障害専門デイケアを実施しています。プログラム参加者（以下、「メンバー」という。）の目標や特性、生活背景別に用意したプログラムの一例を紹介します。

1　デイケアとは

デイケアは、障害や生きにくさにつながる特性を持つASDの方が「プログラム」と呼ばれる活動に取り組み、社会に適応するスキルを身に付けたり、自分と似た特性を持つ仲間と支えあったりする過程で自己理解を深めていくことを目的とした支援の場です。プログラムの時間は、１日（６時間・デイケア）、又は、半日（３時間・ショートケア）です。支援するスタッフは、医師、看護師、精神保健福祉士、心理士、作業療法士等の各専門職が当たり、個別受持ち制を取っています。スタッフは専門性を発揮し、ASDの方が相談しやすい環境を整え、支援を行っています。

2　支援プログラムの実例

1）ASD専門プログラム

ASD専門プログラムは、全20回（表１）、２人のスタッフと10名前後のメンバーのグループで行われます。

「コミュニケーションプログラム」では、社会に適応した行動について話し合います。例えば、「会話を続ける・終える」等のスキルを学び、それによって相手はどんな気持ちであるかを考え、各自ができる範囲で社会に受け入れてもらいやすい感覚を身に付けることを目指します。

「心理教育プログラム」では、発達障害特性の正しい理解やストレスへの対処法、感情コントロールの方法、社会資源に関する情報を学習していきます。

「ディスカッションプログラム」では、生活の中で困っていることや対人関係などをテーマに、メンバー同士が悩みを共有し、解決策を考えていく過程を通し、自己認知の促進や共感的な行動を高めていくことを目指しています。メンバー同士でサポートや助言をし合う活動は「ピアサポート」とも言われています。

ASD専門プログラムは、①お互いの思いや悩みを共有する、②新しいスキルを習得する、③自己理解を深めることで自分自身にあった処世術を身に付け、自分と似た者同士の集団で新たな体験をすることを目的としています。研究によると、ASD専門プログラムにはこれまで全国で1,300人以上が参加し、ASD特性の表面化や生活の質の低さを軽減できる可能性があることに加えて、ひきこもりから脱却して就労にまでつなげていくことに有用であることが明らかになっています。国もその効果を認識し（平成30年度から診療報酬化）、今後は全国的に広がっていくことが期待されます。

2）SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）

様々な精神疾患の治療に活用されている心理療法の１つに認知行動療法があります。その中に、SSTと呼ばれる社会生活技能訓練があります。対人関係を中心に、苦手な場面や上手に過ごしたい場面を想定して練習していきます。メンバーからは、「残業を上手に断りたい」「デイケアで初めての人に話しかけ仲良くなりたい」「苦手なことを話題にされた時の対応の仕方」等、具体的なテーマが挙げられます。それぞれの場面で、どのような言葉を選べばよいか、表情や声のトーン、視線の合わせ方について、グループ内で意見を出し合いながら学んでいきます。そして、出された意見をもとにロールプレイ（実際に練習してみること）や、宿題という形で実際の生活の中で実践していきます。このように、ASDの方の得意な知的理解と実践を組み合わせることで、日常生活の中で使えるスキルとし

て身に付けていくことができます。

3）その他のプログラム

メンバーは、障害の特性から目の前のことを正確に作業・行動することはできますが、予測や計画を立てることは苦手です。そのため、自分の将来について漠然としか考えることしかできず、大きな不安を抱えています。さらに、これまでの挫折、失敗体験から自己肯定感（自分に自信を持つ感覚）が低いという特徴があります。これらはすぐには改善できないため、デイケアではより具体的なプログラムも行っています。

例えば、仕事をすることを目的としているメンバー向けには「就労準備プログラム」を行っています。このプログラムの目的は、実際の作業やコミュニケーションを通して、就労するために必要なスキルを身に付けることです。ハローワークや企業人事担当者から就業の現状や制度、支援体制などの話を聴き、就労のイメージを持つことも目指しています。

また、一人暮らしを目指すメンバー向けには、視覚情報の方が理解しやすいという特性を踏まえた調理実習のプログラムがあります。これは、料理本によく出てくる「少々」や「適量」といった表現をなくし、切った後の材料の大きさ、分量、作業工程を全部写真で図解している資料を使用し、実施しています。

さらに、ASDの特性の中でも自閉度が高く、言葉が少ないメンバー向けに、他の人達と適応的に過ごすことや、これまで経験することができなかったことに取り組む集団での体験を重視したプログラムもあります。

その他、創作活動や卓球、散歩等のレクリエーションを通して、他者と関わる経験を積み、少しずつ自信を付け、社会とつながる方向へと向かっていきます。

3　御家族に対する支援

メンバーの多くは家族と同居しています。メンバーと最も接する機会の多い家族を対象とした心理教育やサポートも欠かせません。障害や生きづらさを抱える子供を支えてきた家族は、育てにくさや関わりの難しさの原因がわからないまま奮闘を続けてこられ、時に自分たちの育て方が悪かったと自責的になる場合が少なくありません。また、家族特有のニーズや困り感があります。そこで、年に2回「家族のつどい」という、発達障害に関する講演やワークショップに加え、家族同士の交流や情報交換をする機会を設けています。同じ経験を持つ家族同士が話すことは、支援者以外の他の家族から苦労を認めてもらうことにもなり、安心感や自信が持てるようになります。御家族の孤立感が解消され、元気になることが、メンバー自身のストレス軽減にもなり、プラスの要因となります。

4　まとめ

デイケアは、うまく社会に適応する方法を身に付け、自己理解を深めていく場です。デイケアの各プログラムに参加したメンバーの感想として、「自分の振る舞いが相手に与える意味を考える機会となった」「似た特性の仲間と過ごすことで、自分自身の特性に気付くことができた」「人と一緒にいることや、話すことが怖くなくなり、自信が付いた」という声を聞きます。プログラムは、これまで他者とのつながりを持ちたいと感じながらも方法が分からず、孤立や辛い経験を積み重ねてきたメンバーにとって、仲間と集まる場所としても大きな役割を果たしていると言えます。他者と集う場があること自体が、ひきこもりやうつ症状などの二次障害を防ぐためにも効果的だと考えます。

発達障害を持つ方にとってデイケアは、失われた機能を回復する場ではなく、仲間と共に新たな体験による学習・成長の場だと言うこともできます。デイケアへの参加で元気を取り戻し、就労や社会との接点を持つ次のステップへ向かっていった方がたくさんいらっしゃいます。今後も、発達障害を専門としたデイケアでの支援プログラムの重要性は増し、同時に期待も大きくなると考えています。

表　ASD専門プログラム

回数	内容	回数	内容
1	自己紹介・オリエンテーション	11	上手に頼む／断る（Com）
2	コミュニケーションについて（Com）	12	社会資源（PE）
3	あいさつ／会話を始める（Com）	13	相手への気遣い（Dis）
4	障害理解／発達障害とは（PE）	14	アサーション（PE）
5	会話を続ける（Com）	15	ストレスについて（PE）
6	会話を終える（Com）	16	ピアサポート②（Dis）
7	ピアサポート①（Dis）	17	自分のことを伝える①（Dis）
8	表情訓練／相手の気持ちを読む（Dis）	18	自分のことを伝える②（Dis）
9	感情のコントロール①（不安）（PE）	19	感謝する／ほめる（Com）
10	感情のコントロール②（怒り）（PE）	20	卒業式／振り返り

コミュニケーションプログラム：Com　心理教育：PE
ディスカッションプログラム：Dis

【成人期】成人期の発達障害 主婦層への支援

弘前大学大学院医学研究科附属　子どものこころの発達研究センター
特任助手　森　　裕幸

1　成人期における発達障害

発達障害のある人たちの中には、マルチタスクが苦手な人が多くいます。成人期に入ると、就職や結婚などのライフイベントがあり、コミュニケーションやマルチタスクを求められることが多くなります。その過程で、生きづらさや困難感が顕著になり、メンタルヘルスに不調を来す人が少なくありません。成人になってから発達障害の診断を受けた場合に、家族やパートナーから理解や支援を、児童期に診断を受けた場合と同程度に受けられるわけではありません。診断を受けたことや特性があること、どのような支援をして欲しいのか、必要なのかを相手に伝えることさえ難しい場合もあります。

成人期の発達障害支援で、自己理解を深めていくための支援は自己選択・意思決定やセルフアドボカシーの観点から必要不可欠です。幼児期に発達障害の診断を受けている方でも、自分の得意不得意についてしっかりと認識している方は多くありません。成人期では、自分の特性を認識し、必要な支援にアクセスできるようになるための知識とサポートがとても大切になっていきます。困りごとに対する助言をする際にも、共通の知識を持っておくことで相談がスムーズになっていきます。

ASD　○×クイズ

- 予定変更が苦手な人が多い
- 定型発達とASDの境目は明確になっている
- ASDとADHDを合併する人が少なくない
- ASDの人はみんなこだわりがとても強い
- ASDの人はコミュニケーションが苦手だから、たくさん練習しなければいけない
- ASDの人は視覚的な理解が得意なので、視覚化が重要である

2　主婦層におけるマルチタスク

家事、育児はマルチタスクを求められる代表といえるでしょう。料理や洗濯と並行して子供の世話をして、家族の予定や子供の機嫌や体調に振り回され・・・と優先順位や、やるべき事はその都度変化していきます。自分の予定の管理だけでなく、家族の予定も把握しておかなければ、家事をこなしていくこともできません。そして、洗濯でも自分のだけでなく家族の所有物を間違えることなく、適切な場所に適切な形で戻さなければいけないなど、家事・育児を行うための能力や水準というのは発達障害の人にとって非常に不得手なものであると言えます。また、主婦層の方からは「みんながやっていることを当たり前にできない」「家族からは『効率が悪い』『怠けている』と言われる」など悩みを多く聞きますが、就労場面と大きく違うことがあると私は考えています。それは、仕事は成果や報酬がありますが、家事や育児は成果や報酬がなく、当たり前にできる、こなせることがと求められていることが多いように思うからです。ここに主婦層の悩みが一番多くあるのではないでしょうか。また、もう一点。発達障害支援は福祉サービス、窓口や相談室での対応が多く、家事や育児など家庭の中に専門家が直接入ることは非常に稀であるため、なかなか支援が届きにくく大きな課題が残っていると思われます。

3　家族と一緒に生活することの困難さ

こだわりによって、周囲の人たちとうまくいかなくなってしまうケースは少なくありません。１日のルーティン、物の置き場所など様々な場面でこだわりは姿を見せます。例えば、洗濯物を干すにしても、物によってかけるハンガー、位置、やり方が決まっていることもあります。家族が洗濯を手伝おうとした時に、そのやり方とは違っていただけで、トラブルになることもあります。当事者の困りごとの相談を受ける時には、必ず本人の主張を受容的態度で聞き、周りと軋轢を生まないようなやり方を一緒に考えていくことが大

切です。家族の気持ちを代弁して伝えなければいけない時には、その人にとって分かりやすいような言葉や方法（コミック会話など）を使用していくことが支援者には求められます。

4　スケジュール支援

物事を計画立て、実行に移す、いわゆる実行機能のつまずきもあるため、日々予定や優先順位が変わる主婦層にとってスケジュール支援は非常に重要です。スケジュールを視覚化することで、見通しが立ちやすく、変更にも対応しやすくなることがあります。主婦の方のスケジュールを２例ほど示します。

Aさんのデイリースケジュールは、付箋でリスト化されています。色毎に『赤：その日のうちにやること』、『緑：一週間以内にやること』、『青：そのうちにやること』と分類されています。優先順位を色で分けているため、急遽変更があった場合には、優先順位が低いものを後日に回すことができます。

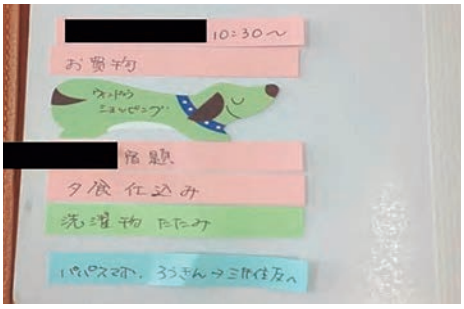

<例：Aさんのスケジュール>

Bさんの場合は、二人のお子さんに加えて自分の予定を一度に把握する必要があるため、マンスリースケジュールで子供ごとにシールの色を変えて、パッと見て分かりやすいようにしています。

こうしたちょっとした工夫によって、見通しが立ちやすく、頭の中でスケジュールを立てる手間がなくなるため、時間や気持ちにゆとりを持ちやすくなると思います。

<例：Bさんのスケジュール>

5　動線・片付けの支援

効率の良い家事のやり方や整理整頓がうまくできないという相談もよく受けます。大抵の場合、間取りを書いてもらったり、写真に撮ってきてもらうなどのイメージを共有しやすいような形で相談を進めていきます。面談での説明が十分に難しい方の場合には、訪問して、物の置き場所や実際の流れを確認する必要がある場合があります。また、複数の子供を育てている方の場合には、実際に目にして、子供が自立的に片付けられるような環境設定、子供の安全を確認できやすい状態になっているかのリスクマネジメントも重要な視点になります。

6　ピアサポート

発達障害のある主婦層は、コミュニケーションのつまずきなどから、ママ友とのお茶会などに代表されるコミュニティにうまく属せないことが多いため、困りごとを気軽に相談できる相手がいないことが少なくありません。社会的に孤立しやすいことで、ソーシャルサポートを得られず、メンタルヘルスに不調を来しやすい状況があります。

ピアサポートを行うことで、家事や育児の困り感の共有、そしてお互いが行っている工夫を紹介し合うことができます。そうした情緒的なサポートを得られる場を作っていくこともストレスなどの軽減につながっていく重要な支援です。

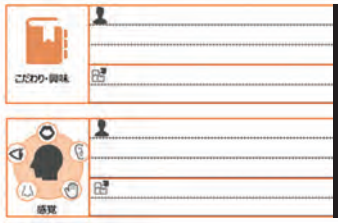

上段に自分の特徴、下段に工夫を書き入れます。他の人の工夫で取り入れたいものも追加して書いていきます。

<例：ピアサポートを実施する際使用するシート>

7　最後に

発達障害の特性自体も千差万別で、家庭のあり方も様々です。主婦層の支援においても、支援のニーズや状況に応じて、アセスメントに基づいたオーダーメイドの支援方法や体制を作っていくことが求められます。

罪に問われた高齢者・障害者の現状と他職種連携による支援

多摩の森綜合法律事務所　弁護士
一般社団法人東京TSネット　共同代表理事　**中田　雅久**

1　罪に問われた高齢者・障害者の現状

犯罪白書によれば、刑法犯について、検挙人員の年齢層別構成比の推移を見ると、65歳以上の高齢者の構成比は、平成元年には2.1％、平成15年には7.8％だったのに対し、平成30年は21.7％を占めており、検挙人員に占める高齢者の比率の上昇が進んでいます。

矯正統計年報によると、新受刑者のうち約15％の方に何らかの精神診断がついており、また新受刑者のうち集団能力検査の結果、IQ相当値で69以下の方は約20％であることが分かっています。

平成15年に発表された山本譲司氏の『獄窓記』（ポプラ社）や、平成18年から実施された社会福祉法人南高愛隣会（長崎県）の厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」の中でも、罪に問われ、刑務所に収容される人の中には、福祉的支援を必要とする高齢者・障害者が多く含まれていること、その人たちは、受刑前も受刑後も支援に結び付いていないという現状の問題点が指摘されています。これらの人たちの多くは比較的軽微な罪に問われ、累犯によって刑務所を出たり入ったりすることを繰り返す負の「回転ドア現象」に陥っています。

2　出口支援

上記のような論考、研究等を受け、高齢・障害などの理由があって福祉的支援を必要とする受刑者が、刑務所出所後に適切な福祉的支援を受けられるようにする政策が取られるようになりました。具体的には、①指定更生保護施設への福祉スタッフの配置、②刑務所等への社会福祉士の配置、③保護観察所への調整担当官の配置、④各都道府県への「地域生活定着支援センター」の設置などです。これらは、刑務所を出る段階における支援という意味で、「出口支援」と呼ばれています。

このうち、地域生活定着支援センターの活動には、地域の実情等によって内容の差が大きいとされています。東京の場合は、対象者の数が多いという点が、地域生活定着支援センターの活動にとっては困難となっているようです。

3　入口支援

そのような取組に加え、より早い段階、捜査や公判が進行中から支援を開始することの重要性が意識されるようになり、刑務所に入る前の段階における「入口支援」も開始されました。具体的には、①弁護士会と地域生活定着支援センター、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、基幹相談支援センター等との連携、②各地の団体・有志による勉強会や事例検討会、③検察庁内への社会福祉士の配置、④被疑者の勾留中段階から釈放後の福祉サービスの受給や住居確保のための事前調整を行う更生緊急保護の事前調整などです。

4　弁護士と他職種の連携

前記①について、東京においては、弁護士会が、高齢者や障害者の刑事事件に適切に対応できる弁護士の専門名簿を調製しています。そして、弁護士会が社会福祉士会、精神保健福祉士協会と協定を結び、個別ケースで弁護人と協働するソーシャルワーカーが派遣される体制を作りました。派遣されたソーシャルワーカーは、本人や家族等と面会し、資料を収集・検討して本人のアセスメントを行って、ニーズに合った福祉サービスの調整などを盛り込んだ更生支援計画を策定したり、その内容を刑事裁判で証言する、裁判終了後も関係機関への引き継ぎやアフターフォローを行うといった支援を展開しています。

5　東京TSネットの取組と社会への働きかけ

私が共同代表理事を務める東京TSネットは、罪

に問われた障害がある人を支援するために、平成25年５月に設立され、平成27年４月に一般社団法人となった団体です。障害のある人の親、福祉専門職、福祉施設スタッフ、精神科医、ジャーナリスト、特別支援学校教諭、研究者、弁護士など約300人がメーリングリストに登録し、活動に協力してくれています。

東京TSネットでは、各種研修を通じて、罪に問われた障害者の社会復帰を支援する更生支援コーディネーター（ソーシャルワーカーの他、心理士や福祉施設のスタッフ等事案に適した人材を確保できるようにしています）を養成し、社会福祉士会や精神保健福祉士会と同様、弁護人からの求めに応じて派遣しています。また、支援の質を担保するために、精神科医、臨床心理士、研究者、保護者で構成する支援検討委員会を組織し、更生支援コーディネーターが、受任ケースや更生支援計画の方向性について、スーパーバイズを受ける機会を毎月作っています。

また、この活動は、弁護人とコーディネーターだけがいても成り立ちません。社会の中で、障害がある人を理解し、受け入れてくれる資源が必要です。そのような問題意識から、東京TSネットでは、セミナーや事例検討会を定期的に開催しているほか、弁護士や社会福祉士等が、申込み先の職場や学校、サークル等のグループに出向いて、障害がある人の権利擁護に関する講座（罪に問われた障害者の支援のほか、成年後見や虐待防止等のテーマ）を開催する「出前講座」を開催し、社会資源とのつながりを強化しようとしています。また、支援を必要とする方にとって、加害者になるか被害者になるかは、実は紙一重ではないかとの認識から、刑事事件に発展して初めて連携するのではなく、日常の支援の中でよく出会うトラブルについて、司法と福祉の双方の立場から検討した事例集を発表したりしています。このような活動は一つの例ですが、罪に問われた障害がある人を支援するには、支援者や支援機関の横のつながりを作ってネットワークを作り、そのネットワークの目を密にしていくことが求められていると言えます。

6　課題

このように、罪に問われた障害がある人の支援も徐々に進んできていますが、残された課題もあります。その一つは、マイナーで特殊な領域における専門性をもった人材の育成と確保です。この分野に関わるソーシャルワーカーには、刑事司法、矯正、保護、刑事政策等に関する一定の知見が求められます。また、限られた時間・勾留という特殊な環境で本人の意思を尊重した質の高い更生支援計画を作成する能力が必要です。そして、所属機関の仕事や事件単位ではなく、人単位で関われる人材を確保するのは容易ではありません。制度的な課題としては、地域で、罪に問われた障害がある人が生活するための受け皿の拡充が何より必要です。刑事手続き終了後のアフターフォロー事業や、環境調整だけで解決されない個人の内面に働きかける専門プログラムが必要な場面もありますが、それに関わる体制も十分とは言えません。そして、専門職を起用するにふさわしい経済的裏付けが不十分で、公費の加算や、助成金の充実も求められていると言えます。そのような課題の解決には、なぜ、罪を犯した悪人を手厚く支援しなければならないのかという問いへの回答が必要であると思われます。

この点、これまでの刑事司法においては、障害があることによる日常生活の中での困難、どんな機会を奪われてきたのか、社会資源にアクセスする力の弱さ、自己肯定感やレジリエンスの低下につながる経験等、障害が本人の生きづらさを通じて、間接的に事件にどのような影響を与えているかの分析が不足し、それを社会に発信することが足りていなかったと思われます。そういった事情を切り捨てて自己責任だけを問うことは公平公正とは言えず、司法における障害者差別ともいえます。刑務所収容は、最悪のエクスクルージョンであり、本人の実質的問題解決にとっては無意味です。安易にそのような方法を取るのではなく、本人が抱える課題に向き合い、寄り添って解決・緩和していくことの意味を多くの方に理解していただきたいです。

7　終わりに

人は誰しも間違いを犯します。自分の家族、恋人、友達、大切な人が失敗をした時、立ち直りにとって本当に必要なことはどんなことでしょうか。失敗を厳しく問い質すことでしょうか。強制的に再発防止プログラムを受けさせることでしょうか。コミュニティからの排除でしょうか。

私たちは、日常の支援の場で、社会モデルの考え方を大切にしてきました。しかし、更生支援は、その理論と実践が解離するおそれが強い場面です。特に、障害がある人との関わりが多くない法律家に任せきりにすれば、事件を起こした本人だけを問題視し、本人を型にはめて社会の求めに応じて生きるよう求める医療モデルの支援が行われがちです。私たちが目指すべき更生支援の目的は、社会にとって無害な人間を作ることではありません。治安維持のために、困難を抱えた人を施設に閉じ込めておくことではありません。その人らしく生きるお手伝いをする、そのために環境を整えることにあります。

コラム⑩

ハローワークの相談窓口について

東京労働局職業安定部職業対策課
障害者雇用対策係長
松本　利美子

東京都内17か所にあるハローワークでは、就職を希望する発達障害のある方や障害者を雇用したいと考えている企業の相談窓口があり、毎日いろいろな相談に対応しているところです。

ここでは、ハローワークの相談窓口について御紹介します。

1　障害者相談窓口について

都内各ハローワークには、障害者専門の窓口（※障害者手帳がない方は、診断があれば利用できます。）があります。障害者相談窓口では、専門知識を備えた担当者による、きめ細かな相談や、障害者の関係機関と連携した「チーム支援」により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行っています。

具体的には、障害の状況を確認しながら、仕事の探し方や履歴書の書き方のアドバイス、これまでの経験を踏まえた求人情報の提供や仕事の紹介をしています。また、面接での自己アピールの仕方や、時には、ハローワークの担当者が面接に同行したりしています。

就職活動をしていく上で、必要と判断した場合には、「障害者職業センター」など障害者就労を支援する機関の利用などもお勧めしています。

現在、ハローワークの新規障害者登録の半数が精神障害者となっています。精神障害者の占める割合は、他の障害者に比べて大きく伸びている状況であり、ハローワークにおいてより専門的な支援ができるよう「精神障害者雇用トータルサポーター」を都内全ハローワークに、「発達障害者雇用トータルサポーター」を４つのハローワークに配置し、カウンセリングや就職支援プログラム、職場実習、職場定着などの支援を行っています。

2　一般相談窓口について

一般窓口では、コミュニケーション能力に困難を抱える34歳以下の方に対して、就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）による個別支援を行っています。御自分の特性や支援の必要性についての気付きを促すとともに、障害者向けの専門的な支援を希望する場合には、専門支援機関などへ誘導しています。

3　企業の障害者雇用相談窓口について

企業からの障害者の雇入れについての相談にも対応しており、職場や特別支援学校、職業訓練機関などの見学会なども行っています。

また、雇用指導官が行う雇用率達成指導と障害者相談窓口が連携した支援も行っています。

4　その他

現在、企業に雇用されている方を対象とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を毎月開催していますので、機会があれば、受講してみてください。

コラム⑪

当事者団体・家族会

都内には、現在、数多くの発達障害に関する団体があります。広域の団体は、下記にあるように学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）など、障害種別が意識された団体となっています。そして、日本発達障害ネットワークや日本自閉症協会などの全国組織とつながっています。各々、相談、広報、行政への働きかけ、調査・研究、余暇活動などを行っています。

近年、広域ではなく区市町村に根ざした団体や対象をさらに限定した団体が数多く生まれてきており、地元密着、ニーズ密着の活動をしています。これは、障害者の福祉や教育、子育てなどの施策が区市町村中心であることや、対象者が増加したことの影響と思われます。

人々はニーズに応じて複数の団体に参加することも多く、そこで、課題や悩みを共有したり、個々のケースについての意見交換をしたり、制度利用の仕方など身近な情報を得ています。具体的経験や障害当事者の生の声を聞くことで、自分のことを客観的に振り返ったり、将来を予想したりする機会にもなっています。

発達障害という言葉が広く知られるようになり、成人後に診断される人も増え、現在、障害当事者による障害当事者のための「ピアサポート活動」が様々な形で展開され、悩みのシェア、居場所、勉強会、余暇活動などが行われています。このような当事者自身による活動の重要性は言うまでもありませんが、運営の難しさがあり、今後の進化が期待されています。

東京LD親の会連絡会

東京LD親の会連絡会では、以下の３つの親の会が集まり、定期的に連絡を取り合っています。各会独自の活動の他に、理解を深めるための勉強会の開催や、支援拡充のための要望活動を合同で行っています。

●LD（学習障害）とそれに類似する児・者の親の会「にんじん村」

にんじん村は世田谷区を中心に発達・学習・人間関係に様々な困難をもつ子供の親の会として、30年以上活動しています。私たちはこじんまりした会ですので、活動もその時々のニーズに合わせて行っています。最近は就労から就労の継続、自立生活について、顔の見える関係を大事にしつつ活動を進めています。

●学び方の違う子の親の会ルピナス

平成28年に発足したルピナスは、茶話会を開きLDなどの学びについて様々な悩みを抱えている保護者同士の交流を図っています。講師を招き講演会や勉強会を企画しています。会員同士で、都内近郊で行われる講演会などの情報交換もしています。LINEでの情報交換も盛んですが顔を合わせて交流する場を大切に活動しています。

●LD等発達障害児・者親の会けやき

けやきは昭和63年に設立された主に多摩地域在住のLD等発達障害児・者を持つ親の会です。小さな会ですが、会員同士の交流や学習のため月１回定例会を開き、現在は主に「就労と自立」「親なきあと」をテーマとして活動を続けています。また、今や青年となった子供たち同士の余暇活動も応援しています。

エッジ

エッジは、ディスレクシア（読字障害）の正しい認識の普及と認定・教育的支援を行っているNPO法人です。

エッジでは成人したディスレクシアの人を対象に2か月に1回、DX会を開催しています。DX会では、メンバーが持ち回りで得意分野のリーダーとなり、毎回のテーマを決めて発想の出しあいをするなどの活動をしています。お互いに良い点を見つけあい、できる時にできることをするということを活動の原点にしています。

DX会のメンバーは、平坦な道を歩いている人はほとんどいません。DX会に参加するうちに仲間に出会い、自分のことが分かり、いかに本来の能力を発揮していくかを知り、方向性を模索しています。

DX会の最大の効果は、仲間に巡り会える喜びといえます。DX会に巡り会う前は、ほかの人と何が違うのか、話が合う人や分かり合える人はこの世にいないのではないかと悲観していた人や孤独感を抱いていた人がたくさんいました。何かうまくいかない時でも一人で抱え込まず、話をしたり、他の人の体験や解決方法を聞いたりすることで、追い込まれてしまうことも少なくなります。困難に直面した際の対応策を共有し培うことができることが、参加者にとって最大の効果になっています。

東京EAST23

東京EAST23は、ADHDの保護者の当事者団体で、同じような悩みを持つ親同士で茶話会などを開き、お互いに話しを聴き合っています。ADHDの理解と支援の活動を行っている「えじそんくらぶ」の会員が中心になっています。ADHDをはじめとした、発達障害がある子供の子育ての話は、周りの人からの理解がなかなか期待できません。だからこそ、同じような経験を持つ人に会って話をすることが、とても大事なことなのだと、茶話会の度に実感します。

情報交換や、他の方の経験談を聴いているうちに、それが自分と重なり、思い出して話し始めたり、涙がこぼれたりすることもしばしばです。話すと安心して、スッキリし、いつも最後は、みんなで笑顔になっていきます。まだまだ大変なことはなくならないのですが、“自分も子供も一人じゃないんだ”という発見があり、明るく笑って話す先輩お母さんの姿に“きっと大丈夫”という希望を見て、肩の荷が下り安心したり、自分も本人も成長したことを認めて喜んだりできる活動を行っています。活動を続ける中でお子さんが社会人で相談するところがないという方も増えてきました。より幅広く参加できる会にしていきたいと思っています。

NPO法人　東京都自閉症協会

自閉スペクトラム症（ASD）だけでなく、ADHD、LD、吃音、トゥレット症候群など発達障害の人やその家族が、生活を楽しむことを願って活動してきました。そのためイベントや交流の場を設け、生活の知恵を得る機会を提供しています。昭和42年に保護者が中心になり設立。現在の会員数は約1,200人（令和元年現在）で、保護者だけでなく当事者、支援者や専門家も参加する幅広いネットワークになっています。

ASDや発達障害は多様であるため、世代、ニーズ、障害の様子などに分かれ、活動を企画しています。地域ごとの「地区会」、重度の子をもつ親の「おもいっこ☆えーる部会」、知的障害をともなわないASDの「アスペルガー部会」、成人当事者の「ASN（アダルト・スペクトラム・ネットワーク）」、学齢期の子育てに関する「学齢部会」、高齢化などをテーマにした「成人期プロジェクト」、夜の定例会・野外活動などを実施する「おやじの会」などがあり、見学会、講演会、茶話会、バーベキュー、キャンプなど多彩な活動を展開するほか、法人成年後見事業も行っています。また、行政への要望、関係団体との協働、広報誌や冊子の発行など、広く発信してきました。

子育てに悩み将来を不安に思う御家族、理解を得られず孤立している本人、生きづらさの背景は

ASDなのかも……と苦しんでいる方など、非会員の方も活動に参加していただけます。悩みを分かちあい、先輩の体験を聴くことで、見えてくる未来があるかもしれません。毎月２～３回は茶話会や学習会が開いているので、ぜひ、御参加ください。

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（東京都手をつなぐ親の会）

本会は、昭和36年に知的障害児者の教育・福祉・労働・医療等の制度や施策の向上を願い活動していた東京の各地域の親の会の連合体として発足いたしました。

各地域の親の会との連携の下、民営授産、グループホームの前身である生活寮の運営など、障害のある人に必要なサービスを制度に先駆けて展開してきました。

また、重度の障害のある子供たちも教育を受けられるよう全員就学運動を行い、その結果、全国に先駆けて昭和49年に東京都における障害児の希望者全員就学が叶いました。

現在は、事業体としては直営・指定管理を含め、59か所の事業所、108か所のグループホームを運営しています。また、親の会は、56支部の会員約10,000人とともに、教育部会、施策部会、研修部会、本人活動支援部会を中心に、行政への要請、研修の実施や権利擁護活動（知的障害疑似体験キャラバン隊や地域での見守り活動等）を行っています。

事業体も運動体（親の会）も、誰もがその人権と意思が尊重され、主体性を持ってその人らしく暮らすことのできる共生社会を目指し、地域で暮らす障害者と家族を支えるネットワークの一翼を担えるように今後も活動していきます。

トゥレット友の会

「トゥレット友の会」はトゥレット症（チック症）の啓発と、患者・家族への支援を目的としたボランティア団体です。

“トゥレット症”とは運動チックと音声チックが１年以上続く神経疾患です。チックを抱える患者・家族は、これまでとても生きにくいと感じることがありました。時には人権が守られていないと感じることさえありました。その理由の一つにトゥレット症が社会に周知・理解されていないことが挙げられます。

そこで、患者・家族が社会で生きやすくなる環境作りのために、以下の活動をしています。

①啓発（社会への啓発と行政への働きかけ）：

５月15日～６月15日を「トゥレット症 啓発月間」と設定し、毎年、自治体の後援を得て、啓発イベントを開催しています。

②サポート（会報便りの配信と交流会開催）：

患者・家族が直面する困惑やトラブルに向き合い、情報交換をしながら理解を深め、対応を考えます。

③コミュニティ：

ホームページやSNS上で情報発信し、情報共有できるコミュニティを広げています。また、患者・家族の思いや生活上の工夫を募集し、ホームページで紹介しています。

当会は「チックがあっても、当たり前の生活を送れる社会」を願って、患者・家族へのお手伝いをしています。仲間とつながり情報を共有しましょう。詳しくは「トゥレット友の会」HPを御覧ください。

東京都発達障害当事者会ネット

厚生労働省による発達障害当事者会の研究調査の発表会として平成29年東京都北区で「発達障害当事者会フォーラム」が開催され、令和元年にフォーラムに参画した10数団体が母体になり、全国で初めての運営者団体である「東京都発達障害当事者会ネット」を発足いたしました。

当会では「当事者主導」「ピアサポート活動」「原則として非営利」を活動指針としています。

加盟する当事者会にはそれぞれに特色がありますが、主として、茶話会、ミーティング、学習会等を定期的に開催しています。加盟団体の中には当事者でもある弁護士が運営する「発達障害法律相談室」もあります。参加対象は、当事者に限定した会もあれば家族や支援者も参加できる会もあり、また年齢も高校生以上から中高年限定など様々です。

発達障害当事者は孤立したり、自己効力感が低下しやすい傾向にありますが、当事者会にはそれらを防ぐ機能があると思われます。そのために私たちは社会からも信頼され、誰もが安心して参加できる当事者会の運営を目指しています。

また毎年「発達障害当事者会運営者人材育成研修会」を開催しています。さらに今後は「ニーズに則した当事者会の紹介」、「新規当事者会の立ち上げサポート」、「発達障害当事者の意見集約と政策提言」等の活動を積極的に行っていく予定です。